

第9日目（3月5日）

○議 長(小澤 実君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。傍聴者の皆様ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

質問時間制限は市長等の答弁時間を含め、1人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。初回の質問に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。

質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より大変ありがとうございます。

平成最後の南魚沼市定例議会一般質問、今回17名の質問者がいる中で1番となりました。先週27日、魚沼産コシヒカリ特A復活、そして3月3日は重要無形文化財に指定されまして初めての浦佐裸押合大祭が日曜日と重なり、晴天に恵まれ、多くの来場者のもと、盛大に開催されました。また、昨日は市内の中学校で卒業式が挙行されまして、多くの若者たちが新たに未来に向け卒業されました。すがすがしい気持ちのもと、市長に質問したいと思っております。

1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

質問項目1点目。聴覚障がい者の配慮と環境整備について質問をいたします。ヘレン・ケラーの言葉に「目が見えないことは、人と物を切り離す。耳が聞こえないことは、人と人とを切り離す」。社会では聞こえる人も聞こえない人もコミュニケーションをできる環境がなければ、社会で生きる対応力が磨かれません。コミュニケーションは人間として生きる権利、自己選択につながり、権利を主張できるとしています。東京オリンピック・パラリンピックを迎えるに当たり、聴覚障がい者に対する情報保障の環境整備が、全国的にも大きな課題になっています。

平成 23 年、手話が言語に含まれることを障害者基本法に明らかにしたが、いまだ手話に対する理解が社会的に深まっている状況ではありません。手話は音声言語とは異なる語彙——単語の総体という意味であります——及び、文法体系を有し、手、指の動き、表情等により視覚的に表現される言語です。我が国におけるその起源は 1875 年、明治時代とされ、これまで聾者の間で大切に受け継がれてきました。

しかしながら、手話はきょうに至るまで決して順調な発展を遂げたわけではなく、意思疎通を図る手段として尊重されることもあったが、聾教育において読唇術——唇の動きを見て内容を読み取ることであります——及び発声の訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、手話の使用が制限された時代もありました。そればかりでなく時には手話は言語ではなく、動物的な身振りであると軽視されるなど、聾者の尊厳が深く傷つけられてきた歴史があったことを私たちは忘れてはなりません。

当市には 146 人の障がいを持つ市民がおり、特に 25 人以上の子供たちが何らかの聴覚障がいを持ってられるそうであります。一昨年に市内の聴覚障がい者の方にアンケート調査を実施したところでは、手話が多少ともできる人は 5 人、主たる伝達手段が手話だけの人は 1 人と限られ、手話に関係する人は少ないと聞いていますが、人数の問題ではないと私は思っております。市民一人一人が手話に対する理解を深め、聾者と聾者以外の心を通わせる地域社会の環境づくりが必要と考えます。

そこで、2 点質問いたします。市役所の窓口及び市主催のイベント等での聴覚障がい者への対応は、2 番、聴覚障がい者、聾者の方のための手話言語条例の制定についての考えは。以上、演壇よりの質問といたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。それでは、一般質問初日を気合いを入れてやっていきたいと思えます。

1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

まず、最初の清塚議員のご質問であります。聴覚障がい者の配慮、また環境整備の問題であります。まずこの対応についてということであります。市内で聴覚障がいの手帳をお持ちの方、1 月末で先ほど議員もお話をいただきましたが 146 名の方であります。このうち 65 歳以上の方が 111 人を占めております。昨年 6 月に手話に関するアンケートというのを市で実施をさせていただきまして、141 人のうちの 100 名の皆さんから回答をいただきました。結果であります。今ほどお話もありましたように、手話が多少でもできるという方が 5 名、このうち主たる伝達の手段、これが手話だけだという方はお 1 人でありました。

ご質問の市役所の窓口での対応ということになりますと、平成 28 年 4 月からタブレット端末、これを設置させていただきまして、音声変換ができるアプリというのを導入させていただいております。来庁者には声がけや案内表示などによりアプリの利用を案内しておりますが、声がけといってもなかなかありますけれども、お伝えをするという形、いろいろな手段

で、案内表示などによりアプリの利用を案内しておりますが、利用の実績は今のところないという状況であります。

市主催のイベントなどでの聴覚障がい者の皆さんへの対応につきましては、市で実施しております意思疎通のこの支援事業の中に、講演会などへの手話通訳者や要約の筆記者、書く筆記者を派遣する事業というのがありまして、今年度は講演会での利用実績が1件ございました。この事業の周知につきましては、市報に掲載をして行っているところであります。

障害者差別解消法、ここでは行政機関は合理的な配慮をしなければならないという義務規定がございます。今後も職員への周知を図りながら、必要な対応を行っていきたいと考えているところであります。

2つ目のこの手話言語条例の制定についての考えはということです。この手話言語条例の制定につきましては、全国的にも徐々にですが進んでいるという状況であります。2月現在で25の都道府県、225の自治体——全部で1,800ほどありますので、このうちの225の自治体で制定がされているということです。県内では平成29年9月に聖籠町、平成29年12月に新潟県が新潟県手話の普及等の促進に関する条例、これを制定するなどして、現在では8市町が制定をしております。

一方で先ほどお話をしたアンケートの中では、補聴器ですね、それから音声変換の精度やスマートフォン、またはタブレット機器の、なかなかこの機能向上などを期待する声が多く、手話の充実を求めるといった意見はアンケートの中ではちょっとありませんでした。このことからさまざまな医療器具や電子機器の進歩などによりまして、極めて簡単に、また便利に意思伝達ができるものを求める傾向というのが非常に強くなっているものというふうに感じているところであります。

特に人工内耳、補聴器のなかなか着用している装用の効果というのがほとんど認められない方を対象とした聴覚を得る、聞ける、そういう手術が必要なものであります。この人工内耳の充電機、充電するその代金というのが負担でありまして、助成を望むという声や、障がい者、またその保護者の皆さんから多くありました。アンケートの結果です。人工内耳は運動が盛んな若い世代の方がたくさん利用しているということもありまして、今後も医療機器などの技術革新が進み、広く普及をしていくものというふうにも考えております。この中で新年度より、日常生活用具の品目にこれを追加させていただいて、助成する方向で準備をしているところでありますので、よろしくお願ひします。私も直接障がい者の皆さんとお会いして、この訴えを何回も聞かせていただきまして、これをぜひやるべきだということで、市を挙げてやりたいということで判断をさせていただいております。

来年度であります。障がい者計画策定に向けたアンケートの実施を、また予定をさせていただいております。この中で障がいをお持ちの方から広くまた声を聞かせていただいて、ニーズを把握していきたいというふうにも考えておりますので、これとあわせまして条例制定についても検討してまいりたいと思ひます。

最後にいたしますが、私も市長になりまして障がい者の皆さんとの懇談というのをかなり

早い時期にセッティングをしていただくことがありまして大変ありがたかった。その中で特に思いもありまして、平成28年の6月に発足をしている全国手話言語市区長会。区というのは23区が入るんですね、市長には、同レベルなのですけれども。その手話言語市区長会に私も加盟させていただき、これらの情報については勉強させていただきながらやっていく。しかし今の時点でなかなかその条例までというところに踏み切るべきかどうかということを、ちょっとあぐねているという状況かというふうに考えております。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

まず、今まで市長から答弁をいただいたお話を聞かせていただいた中で、昨年の第2回南魚沼市総合計画審議会の中でも若干これを、多分触れられておりました。私も20日にはちょっと行けなかったもので、後ほど議事録を拝見させていただきました。きょうは似たような答弁をいただいたので、それはそれでいいのですけれども、私が言いたかったのは、アンケート結果をした中で、利用者が少ない。そして手話に携わっている主たる者1名。私は人数ではないと最初にも質問の中でも言ったと思うのですけれども、やはり市民が、ここで今回私は聴覚障がい者の質問をしておりますけれども、やはり障がいを持っている方を理解する環境をつくらなければならないと思っております。

1点目のほうを言いますと、庁舎の中でもタブレットとか、いろいろな形で筆談とかやられているというのは私も聞いています。私はやはり言いたいのは、庁舎また病院、いろいろな市のところがあると思うのですが、やはり周知やPRをもうちょっと、南魚沼市は窓口、庁舎へ入ればそういう方でも簡単に入りたい、入れる、そういう環境が私は必要だと思っております。市役所に行きづらい環境になっているのではないかと思います、その辺をお答え願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

清塚議員の指摘の中で、先ほどの私の答弁でして、今お聞きして、この観点が少し足りない私が自分で思っているのは、私どもの市域の、市の中の障がい者の皆さんにアンケートをした、これはそれを継続して続けていく、それはいいと思うのですよね。当然やらなければならないと思いますが、外から入って来る方もいます、いっぱい。ここは観光地でもあります。

いろいろなさまざまな全国レベルの大会や、それからいろいろなセミナー、さまざまなことを頑張ってやっていこうということで標榜しながらやっている市でありますので、こういう観点から市の中の障がい者の皆さんに対するアンケートのニーズ調査だけで足りるのかという思いが、やっぱり先回、障がい者の皆さんと話をしても、どこかそういうことが頭にありました。それらも含めて今後対応して参りたいという思いであります、市役所に来づらい状況になっているかどうか。そこまで言い切れるのかどうかは、ちょっと担当のほうにも現状の話をさせてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。今後はそういうこと

で頑張っているいろいろ考えていかなければならないと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

今ほどの市役所へ皆様方が来ていただける環境の整備というところで、聴覚障がいの方にかかわらず、いろいろ障がいを持っておられる方、また一般市民の方が来ていただける環境づくりということになるかと思えます。それらについては合理的配慮という中で、私たちも細かい配慮を窓口、それぞれの業務のところで行うように努めておりますし、そういったものが今後整備され、理解され、あそこういった、そういった方々といろいろコミュニケーションの方法が違ってくるかと思えますので、そういったものをそれぞれ職員が理解していくことによって、市役所に来ていただける、来やすい環境づくりというものがつくっていかれるものと思えます。それらについては、こういったときはどういった対応をしたらいいのかというのを疑問点が生じたときには、福祉課のほうに連絡をする体制ができていますので、そういったものを活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

1 点目につきましては、ちょっと私が言い過ぎたところがあったかもわかりませんが、やはりその気持ちが私は大事だと思っております。ぜひ、改善をして取り組んでいただきたいと思っております。

2 番目の、市の言語条例の制定の件に移りますが、昨年 10 月に長岡のアオーレで都市問題会議が行われました。あのときに市長も行かれていたと思えますし、我が会派は全員出席いたしました。あの席で手話の通訳の方が 2 名待機しているのです。そのほかにもバックがいるのです。もう 10 分、15 分手話をやることによって疲れてくる、そのバックでも交代できる要員を構えながらあの会をやった。私はあれがすごく印象的に感じました。

果たしてあれだけ大勢の人たちが全国から集まった中で、じゃあ、聴覚障がい者がいたのか。そう見ながら私は会場にいたわけですが、やはり気持ちというか、長岡は条例は制定されていないかわからないですが、新潟県は先ほど言われたように条例を制定しております。

ちょっと結論のほうを言わせていただきますが、新潟県がそのように制定をされておまして、財政等に必要な措置を県としても、市町村が必要であればその財政を活用していただきたいと言っているわけなのです。その辺を踏まえた中で市は今後いろいろな形で、もし、手話の方を呼ばってくるのは負担がかかるかもわかりませんが、県とのつながりというのはどのように今後お考えですか。お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

ありがとうございます。条例を制定すると、言い方を曲がって捉えてもらっては困るのですが、なかなか義務がいっぱい生じますよね、当然。そういったときに必ず通話言語士、そういう方を配置をしてやらなければならないとかですね、いっぱい出てきます。その辺、本

当に全部それを設定したいというか、きちんとやりたいと、これはどう考えたって我々もそう思っているわけです。だけれどもなかなかそのところまではっきりと踏み出すのかどうかということは、費用負担も当然出てくるかと思えます。ただ、県のほうで言語士さんの派遣とか、そういうことも多分あると思えますので、その辺についてはちょっと担当のほうに答えさせます。

それらも含めて今、併用しつつ進みながら、やっぱり最後は共生社会ということを我々は打ち上げているわけですから、当然それに向かっていくということは当たり前のことだと思っておりますけれども、今、現状はなかなかそこまでまだいけないかなという状況がありますが。当然議会の皆さんからこれを盛り上げて制定していくというところが結構あるわけなので、その辺はどちらが先かということではないような気がします、そういう形で申しわけありません。あとは担当に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

今ほどの手話の、例えば講師、講演会等で手話の方を派遣していただくという制度の中では、私どもの単独ではその人を確保していくということは難しいわけですので、県のほうにご相談して派遣の手続の中では支援をしていただいています。ちょっと財政的な部分での支援部分まではちょっと私は把握していないのですが、そういったところがありますし、あと、手話奉仕員要請、このためには回数としては入門編だけでも22回という回数になります。そのための経費としても30万ほど必要になってきます。その部分については市のほうに申し込んでいただけると、それに関しては助成制度を設けております。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

県が財政等に施策については必要な財源措置をするというところがありますので、また市のほうもその辺もちょっとまた確認していただけるように努めていただければと思っております。

あとは手話奉仕員養成研修等が行われていると思えます。残念ながら南魚沼市は開催はない。魚沼市での開催ということでもあります。昨年は1名、2名かな、本当に限られた人数になっているそうです。できることであれば私はやはりそういうところに市の一般市民もそうなのですから、市の職員からもやっぱり積極的に出る、何というか、プッシュをしていただければという考えを持っているのですが、その辺は今後はどうのように考えていきますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

あらゆる機会でなるべく積極的にという思いがしております。こういう思いは担当のほうに伝わっていると思いますが、この点につきましても担当の部長に答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

手話の奉仕員の養成講座の関係でございますが、市内単独での開催はないわけですが、確かにこれを開催していくとなると、講師の方、回数から非常に市単独での開催というのは難しいということで、魚沼市との合同開催ということにさせていただいております。市からは今年度2人参加で行ってございましたし、総合支援学校の先生からも参加をいただいたというふうな情報もいただいているところです。

また、社会福祉協議会、こちらのほうでも手話の講座を開催しております、そちらのほうの充実というお声もありますので、その辺、手話を広めていくための手段としてどういったものがあるのか。入門編で奉仕員まで取得するとなると難しいところを、講座等でまず関心を持っていただくというのも一つの方法かなと思っております。

あとは職員のほうでそういったものをもっと積極的にというお話でございますけれども、その点について、個人的な参加を希望している職員の把握というのは、まだ私どもはしておりませんが、そういったものに参加する場合の時間ですとか、回数から、非常に負担になってきますので、そういった部分をよく理解した中で参加の方向があれば進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

最後に質問いたしますが、よそがやっているかとか、言いたくはないのですが、全国のお話は先ほど伺いました。新潟県は県、そして新発田、十日町市、糸魚川、魚沼市、見附市、小千谷市、阿賀野市、そして聖籠町が取り組んでおられます。もう一度最後となりますが、市の皆さんはこの市は言語条例を制定するに当たって、デメリットはどう考えておられるのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

そのことはちょっと答えにくいですね。デメリットって何でしょう。ちょっとわからない。ちょっとそれは答えられません。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

ちょっとまた私の言葉があれだったかもわからないのですが、なかなか市の動きが前に進んでいけないように感じ取ったもので、やはり何かがあるから進まないのかなという思いで、このデメリットという言葉を使わせていただきました。

○議 長 市長。

○市 長 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

先ほどの答弁はちょっとあまりに簡単過ぎました。もし、そういうことで言われるのであれば、先ほどからの会話の、答弁と質問の中で読み取ってもいただきたい部分があるのですが、やっぱり一番は費用ではないかと私は思います。なかなか難しいのではないのでしょうか。全国 1,800 の自治体の中で 230 ぐらいですから。その中には、多分、多くは議員さ

んの中から湧き上がるような声で、やっぱり条例制定に向けて動けということで、動いていた自治体がかなりの数だと思います。清塚議員もそれは当然できる権利があるわけですね、運動を起こす。そういうこともあって、でもこの数だということが、やっぱり物語っているのではないかと私は思いますが、あまりに言うのと差し支えもあることでもありますので、このぐらいにさせていただければというふうに思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 聴覚障がい者の配慮と環境整備は

わかりました。1点目の質問につきましてはこれで終わりたいと思います。また、私も議員として、またこの先、勉強をしながら議会の中でアクションを起こせるのであれば、また前に進めることができると信じて、1点目の質問は終わりにいたします。

2 今後も予想される渇水対策は

大項目2点目であります。今後も予想される渇水対策は、ということで質問をさせていただきます。温暖化等の影響の中、今年の夏は異常気象により、一部では稲作への水不足による被害や、品質低下により一等米比率も77%と影響が出たと思っております。市、県の対応により、市道及び県道の公共消雪井戸運転等への助成金など、素早く対応していただきました。今後も異常気象や慢性的な水不足箇所も予想される中、南魚沼産コシヒカリの品質確保には、揚水確保の環境が重要と考えます。土地改良区、県との連携を含め、どのように対応していくのか伺います。まず1点目。市内の慢性的な水不足圃場を把握する必要があると考えるが、実態と対応はいかに。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後も予想される渇水対策は

それでは、清塚議員の2つ目のご質問です。渇水対策。今年の夏は大変な渇水でありました。この慢性的な水不足の現状を把握する必要があると考えるが、ということであります。慢性的な水不足の圃場につきましては、南魚沼市の管内に3つの土地改良区さんがございます。ここにおいて、当然でありますけれども把握をされております。渇水時には現状での番水、水番といえますか、そういう番水や、掛け流しの禁止などの節水の指導、これらもいち早く動いていただいているという状況であります。

抜本的な解決の策としては、県営、団体営などの事業を活用した圃場整備、また、農業用ため池の整備、これらがあるかと思えます。事業化するためには、地元の皆さんの同意というのが当然必要不可欠となりますので、関係機関とともに地元の意向を伺いながら、慢性的な水不足の解消に向けた事業の検討をしていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後も予想される渇水対策は

この慢性的といえますか、水不足につきましては、相当異常気象の中、この先本当に南魚沼産コシヒカ리를特A——今回特Aにまた復活しましたが——維持していく中では、本当に

市としてもしっかりと考えていかなければならない問題であります。この地域であれば、栃窪とか、また後山地域、水のないところにつきましては、ため池を昔からずっと整備をされて、貴重な水を使って稲作をやっているわけでありまして。

新潟県は平成 31 年度予算を、平成 30 年度の予算に対して 3.1 倍、45 億 1,344 万円と、この農業分野で災害に強い、インフラ整備の環境をつくるとしております。南魚沼市としても、積極的な要望をしなければならぬと思っております。という中で、その辺、県——先ほどは土地改良とか地元合意という話もありましたが、なかなか土地改良事業は進まない課題がいっぱいあるのです。そういう中でも、市としてすぐ環境を整えていかなければ、なかなか今、農業者でまとまって手を挙げようという人は少なくなっている中で、その辺ちょっと県との連携というか、県へアピールをしなければならぬと思っておりますので、今はその辺でどう考えられているかをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後も予想される渇水対策は

昨年の夏は、終わってしまうと大分昔の話のような気がしてしまうのですけれども、極めて異例な地下水によるくみ上げ。費用もなるべく農業者の皆さんに負担をさせずにということで、決断もさせていただく中で、消雪パイプの井戸の地下水を補水していくというような苦肉の策をやりました。今後もそういうことも本当に想定しながらやっていかなければならないかなというような昨今であります。

あと細かいことしの状況というのがもし必要であれば、担当の部長や課長のほうに答えてもらうようにしますが、この間もこの議場で話が出た、ため池の整備。ため池も結構ありますが、私どもの市内にはありますけれども、渇水していくわけですね。今まさに、例えば冷熱の話で雪をとっています。本当にこの話をしたら、そういう考えもあるかというふうに農林水産省の人に言われたのです。それは、やっぱり雪をため池の上でとっておくということも含めて、まさに夢物語ではない話ではないか。

例えばそういうことも、簡単にはできませんが、この間の議場の中では話があった、今は雪を川に捨てにしているわけです。河川ですね、河川敷にある廃雪場に捨てに行っていますが、逆に考えれば宝の山であって、それをいかにこれからは発想を変えてやっていくべきかということや、それから今、雪の、昨年 1,200 立米をとっていたあの雪の貯雪の仕方は、上にチップ材、これを被膜して置いておけば夏過ぎまで雪が完全にもつということが、我々が実証してみせたことです。

これらも含めて、では積み上げなくても平ら地の、要するに例えばため池の上にある沢、面の部分ですね。その部分に、ではそういうチップ材を被膜した、そういうことがもしかしてやれるということになってくれば、極めて遅い雪解けを迎えていけるということも含めて、何かいろいろなことができるのではないのでしょうか。ぜひ、その話をしに来いとまで言ってくれた担当官がいましたので、今後は雪活用は決してオリンピックとかだけではなくて、さまざまなことを考えているという話をこの中でもよくさせてもらっていますが、こ

ういったことも何かどこかあるのではないか。

森林の話が今あります。うちの南魚沼管内の杉はほとんどA材が出ないのです。柱にあまりならないのです。チップ材や合板材なのです。これらも含めて何事か何か将来に向けた、何かそういうことを利用していくような仕組みとか、こういったことが議論を始めなければならない状況が、今年の夏を経て、喉元を過ぎれば忘れるのではなくて、やっていくべき時が今きているのではないかという気がしています。私はそんな印象ですが、ことし急にできるということではありませんが、そういう目標を持つべきだと思います。あとは担当の部長、課長に答えてもらいます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 今後も予想される渇水対策は

それではため池等の関係と、今後の渇水部分、私のほうからちょっとお答えいたします。ため池につきましては当然地元の同意、ここが大前提になります。県のほうに要望するにも地元の同意というのは必要になってきます。その点に関して、今回特A復活も含めまして、今まで何が足りなかったかという部分が明確になりました。特A復活に関して生産者、こちら辺が今まで欠けていた部分というのは一丸となっている部分、これが今回こういうことが起きた中で、逆に生産者が一丸となった。この気運が高いときにやはりその生産者の中で圃場整備等を含めたため池、地元の同意を得て県のほうにお話がまた進められるのかなというふうに考えております。

もう1点、その今後の予想される渇水対策ということですが、前回は平成24年、このときにやはり渇水問題がありました。そのとき、私たちが今回動くときに平成24年の書き物はあるのですが、どういうふうに対応したかというものがございませでした。その点に関して、今回進める中で、マニュアル化する必要があるのではないかとということで、担当課のほうで、今回の時系列で追った部分、そしてその部分でマニュアルを作成して、補助金等を申請する流れの確定、そしてアンケートを行って、そのアンケート結果も、今後は手直しする中で必要になってくるのではないかとということで、アンケートもとっております。ですので、次、起こらないのが一番いいのですが、起きたときは今回の渇水対策の部分をマニュアルのベースとして動ける分、時間がまた短縮されるかと考えております。以上です。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後も予想される渇水対策は

この2項目目の質問につきましては、①とまた次の2点目がちょっと一緒になる部分がありますので、2点目の早期渇水対策の判断と支援を今後どう取り組んでいくかということについて、市長の答弁をもう一度聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 2 今後も予想される渇水対策は

どうしても関連性があるので前後したみたいなところがあって済みません。2つ目のご質問ですけれども、渇水が続くと予想される場合、ちょっと部長のほうで若干答えていますが、

南魚沼地域振興局、ここを窓口とした渇水連絡会議というのが開催されるというふうになります。南魚沼管内の渇水状況を新潟県、それから南魚沼市、湯沢町、各土地改良区の皆さん、JAの方々、そして農業共済組合等で共有をして、対策についての協議を行います。渇水対策を実施する明確な基準を設けるということが、市内における降水状況、または河川の流況、水の流れですね、ここも大きな課題があるわけですが、これらの違いから極めて難しいと考えています。しかし、大渇水となった昨年度の雨量データなど、これらも参考にさせていただいて、降水量予想、それから現地の調査などから被害が及ぶというふうな可能性があると場合には、先ほど言ったような関連する団体、自治体を含めて、素早く連携をして、早急な判断と対策、支援を行ってまいります。そういうことをこれからはやっていくということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後も予想される渇水対策は

この圃場というのは、南魚沼市内1ヘクタール圃場から、また西山、そして山間地、全て環境が違います。昨年の渇水でも十分に水が供給できたところもあれば、また圃場整備が過去に行われていても、やはり異常渇水となれば全部の圃場に水が行きわたらない。

そしてもう1点があるのです。今、全国的に市でも集積に取り組んでおります。農業者の数が非常に限られてきております。広範囲の圃場、1つの法人とか、また大規模農家の方が水見に来るには、3日に一遍しか来られないというような環境もできているわけです。そういうところも踏まえて考えていかないと、全体に南魚沼産コシの品質を維持するには、もしかすると干ばつの被害のところが市場のほうへ供給されてしまうかもわからない。そういう問題も今後は考えていかなければなりません。

きょうは圃場整備の質問をするわけではありませんので、じゃあ圃場整備やため池を整備したくても、またいろいろなソフト面での課題が出てきて、それだから地域の農業が手を挙げられないのです、水が欲しくても。そういうところをやっぱり考えていただかないと。というか、私たちもそうなのですけれども、必要になってきます。

そういうところがありますので、県も非常に農業分野で予算付けをしております。必要な水不足のところの把握をきちんとして、地域に投げかけてもらって、地域が水を井戸でもため池でも、そしてまた用水確保が十分できる環境が私は必要ではないかと思っております。最後、市長の意気込みを聞いて終わりたいと思ひますが。

○議 長 市長。

○市 長 2 今後も予想される渇水対策は

今言ったことに全部答えになるかどうかわかりませんが、申し上げたいと思ひます。昨年のあの渇水のとほきに、全てに水が回るわけではないですよ、これは誰が考えたってわかります。地下水を入れようといつても、それがいついていないところはどほするのだという議論まで沸き起こります。でも、あの時点で考えたのは、救えるところは全部救おうということです。

それを手をこまねいてはだめだ。昨年の段階ですね。これを経験しました。なので、これから休耕とか、不耕作地域とか、そういう圃場をなるべく押さえていくということも含めて、これは環境問題にもなります。なので、さまざまな角度から地下水、今これは東北電力さんが前向きに我々からの申請、お願いによって、昨年も非常に検討してくれたのです。第二融雪の契約の問題を。でも、なかなかそれは上位には達しましたが、会社の上の方々には達しているのですけれども、なかなかその実現は難しかった点もありましたが、今もそれは継続して検討を加えてくださっている。

さまざまなことは経験の上にまた積み上げて、新しい対応の仕方をみんなで考えていくということになると思いますので、先ほど言った雪のことも含めて、ちょっと夢物語っぽいところもありますが、でもそういうことも含めていろいろなことをやっていく。前を向かないとみんなで後ろ向きになってしまいますので、若者たちに何を語るのだということも含めて、そういうことをやっていければと思います。意気込みになったかどうかわかりませんが、冷静に、極めて冷静に着実にやはり一つずつ何か物を動かしていこうという思いであります。よろしくをお願いします。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 今後も予想される渇水対策は

昨年の渇水対策で8割の補助をいただきました。ありがたいと思います。ただ、やはり中には、我慢に我慢をして1か月たって井戸水の運転に至ったケースもあります。早めの渇水対策のゴーサインを出して、農業者が安心できるようにお願いして私の質問を終わります。

○議 長 以上で清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位2番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。

我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

我が市の人口減少対策と市政の方向性を問うということで一般質問をしてみたいと思います。平成17年に合併して誕生した我が市の人口は、当時6万3,329人でしたが、この1月末において5万7,035人まで減少しています。実に6,300人の減少がみられます。合併以来、小中学校の統廃合が進んでおり、人口減少傾向には歯止めがかからない状況であります。人口減少がもたらす経済的損失は言うに及ばず、税収を基本とする自治体の運営は厳しさを増すばかりです。もちろん全国の自治体がこうした状況にあり、人口減少対策は最重要課題となっていますが、即効性のある政策はなく、収入源、労働力ともに外国人の力を無視できない状況になってきています。

今回の一般質問の趣旨は、我が市は公立の医療機関を持ち、市民の健康維持に努めていますが、果たして自治体の財政状況と人口規模に見合ったものになっているかどうか。市外からの移住定住者を増やすための政策が順調に進んでいるかどうか。人口減少がもたらす経済的衰退により、子供たちにとっての未来の不安要素が大きくなるわけだが、不安材料を消すために特色ある教育をしていくべきではないのか、等を基本として行います。

1、少子化傾向に伴う人口推移から見た市内経済への影響をどう捉えているか。2、人口減少に伴い公立の医療機関の経営が圧迫されるが、その対策は。3、市外からの移住定住者誘致と、人材確保に関してどのような施策を実施するか。4、増加傾向にある外国人労働者に関する政策と、今後彼らをどう活用していくのか。5、特色ある教育を実施し、人口減少下の日本の労働環境下でも困らない人材育成をすべきではないか。これらの人口減少がもたらす経済への影響をベースに、財政運営と将来の展望を見据えながらの市政の方向性を聞きたいと思います。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、桑原議員の質問に答えてまいります。

我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

人口減少対策と市の方向性。ものすごく大きいテーマで、項目で5つほどありますが、一つずつが一つずつで独立しても大丈夫なぐらいの大きいテーマですので、ちょっと説明が長くなります。大変申しわけありませんが先に申し上げておきます。

1つ目のこの市内経済への影響です。平成37年までの10年間の第2次財政計画を策定しておりまして、財源が厳しい中、計画に沿った予算編成を心がけているところであります。毎年、前年度の決算額を計画に反映させながら、その時点での経済状況を把握して、それに伴う将来の見通しを立てながら進んでいるという状況であります。一方で計画策定後の3年が今経過をしているという中で、市の人口減少の速度は想定より加速をしてしまっているという状況です。

よく言う国立の社会保障・人口問題研究所が発表した平成30年度の人口推計というのが、5年前の公表数値と比較をして、各世代で減少が大きくなっています。ただ、しかしながらなのですけれども、年齢3区分というのがあって、この割合で比較をすると、年少人口といわれているこの割合は、5年前よりも若干の改善傾向があるという状況です。人口は減少していく、これはいたし方ないのですけれども、若い世代の減少が少し緩やかになってきているというところが読み取れます。高齢者は想定よりも増えないと、想定よりも増えないという推測が今されています。このことから、税収や社会保障費の推計にも影響を及ぼすものと考えているところであります。

財政計画、これは市の人口ビジョンの推計人口を用いて、計画の中で市税、それから交付税などの算入の推計値を入れながら行っていると。今後はこれらのものを最新のものに置きかえつつ、より現実的な歳入の、我々としては目途を立てながら、限られた財源の有効活用を図っていくということを心がけたいと思います。

その時々々の景気にも十分影響されますので、予測がなかなか難しい、一概には言えませんが、今後少子化が進んでいき、そして労働人口がやっぱり減少する、これは否めない方向性だと思います。何もしなければ税収は減少してまいります、確実に。そうすると経済活動も停滞をしていくと思います。大きな影響があるものと捉えています。

そこでののですが、やはり南魚沼市としても、ほかの自治体もそうだと思いますけれども、それぞれ知恵を絞りながら子育てと教育の充実、そしてこれらによって少子化に歯止めをかけていく。高齢者であっても、健康を保ちながら元気に働いていただく、活動していただく。要するに健康寿命を延伸していく、誰もが働きやすい社会を目指していく、働き方改革等もこの辺にあるかと思えますし、女性の進出が当たり前になっていってほしい。そして、先ほどもテーマになりましたが、障がい者の皆さんの社会進出、こういったものを促していくという政策が必要だというふうに考えているところでもあります。なかなか予測できませんが、そこをやっぱり羅針盤にしてやっていくということに尽きると思えます。

2つ目の医療機関の経営の問題です。細かい数字は、ちょっと長くなるので割愛させていただきますが、私どもの市の病院が、大和病院とそれから市民病院があるわけでありまして。これらの患者さんたちはやっぱり高齢者が中心になっております。患者さん全体に占めるその割合は、平成29年度の実績では、大和病院の外来が62%、それから入院が93%を占めている。そして市民病院の外来が55%、入院が79%を占めているということです。したがって、その全体の人口は減少していきますものの、高齢者人口は一時的に増加が見込まれていて、その後は緩やかな減少傾向に転じると。これは多分、みんながそうしていますが、そういうことになっていくことから、急激な経営圧迫になるというふうには、私どもは今のところ考えておりません。

市立病院群の中では診療体制の充実、また地域医療への取り組みを進めていますが、市内の診療所の閉院等の影響、民間のですね。こういう閉院、閉まってしまうのですね。外来患者数というのが大幅に市民病院群に集中をしてきているという状況があります。引き続き、急性期病院、それから近隣の医療機関、また介護施設などと連携をしながら、やはり在宅医療、それから認知症医療、あとはへき地医療、こういったものを、この地域で暮らす人たちを支える医療の充実というのを目指していく、その中で経営改善も語られなければならないと思っております。

3つ目の移住定住者の誘致、人材確保であります。市内の民間事業所の皆さんの中では、事業規模の拡大をしていきたい。その中で今、労働者不足がいわれて、なかなか労働者確保があつて業態を伸ばせないというところまで出てきていますが、特に指導をする人材というのが必要になっているということが言われています。今も私もいろいろな社長さん方とお会いする中で、この話がやはりよく出ます。トップをいつている数社、名前はちょっと伏せますが、そういったところもこの問題に心を砕いていまして、現在首都圏から超一流の企業から、そこを早期退職してもらったりとかという形の中で、いわゆるそういう経験者を引っ張ってくるというようなやり方をとっているという事例を幾つか聞いて、なるほどもうそういうことかというふうに思っています。首都圏から移住していただいて対処しているという例も出てきています。

こういう中では移住の施策として、家賃補助の制度など、住まい、住まう部分、それから必要とされている仕事などの情報をわかりやすく提供していく、そういう中で人材確保を図

りたいと考えている市内の民間事業者の皆さんが少なくないということを非常に感じております。そういう意味でも当市としても首都圏セミナー実施時の参加者、また、移住を検討をしている皆さん、最近では若年層も含めた全年齢に移ってきていると思います。特に若い皆さんは雪を通じてこちらの魅力を思い、こちらに移住してくるという人も増えています。これらを踏まえてやっていくこと、そして企業の待遇、人材育成によくなる企業の、そういう人材確保の動き、動向を積極的に我々が伝える役目をしていくべきだというふうに考えているところであります。これらを含めて、南魚沼市まちづくり推進機構等の委託事業の中にもこういうメニューがございます。これらについてやはりやっていくべきだと考えているところであります。

市内企業が欲する人材の調査に加えて、全体の雇用確保のため、企業待遇や人材育成の情報を市内企業と連携をして、若者にも繰り返しになりますが伝えていく準備を、今、進めているところであります。先ほど言ったようなアクティブシニアに属するような方々の動きもありますが、これらを合わせ技でやっていくということかと思っています。

もう一つには、長い話はしませんが、雪室貯蔵の活用等を含めた、やはり新しい産業形態を何とかもがいてでも、やはりこれをつくり上げていくということが大きなことになるのではないかというふうに考えているところです。

4番目に外国人労働者の問題。非常にタイムリーな、今世間を騒がせている課題であります。厚労省から、厚生労働省から毎年公表されている、新潟県における外国人雇用状況の届け出の状況というものが示されまして、南魚沼市を含むハローワーク南魚沼管内で、78の事業所で842人の外国人が今働いておられます。労働者数で前の年との比較の中で、280人増えている。これは49.8%、50%増しであります。今後もこの傾向が続くと思われ。1年ですから。大変目にするようになってきておりますし、市の窓口もそういうことになってきております。

こうした中、政府のほうでは昨年暮れに特定技能という新しい在留資格で外国人の就労拡大を狙った、いわゆる改正出入国管理法のこし4月の導入に向けて、基本方針と分野別運用方針を決定したというところであります。あわせて外国人との共生社会実現のための総合的対応策ということが閣僚会議で了承されていると。この中で国は、ちょっと長いのですが、多文化共生総合相談ワンストップセンター、これは仮称ですけれども、これを全国に100か所整備し、ニュース等でもお聞きになっていると思いますが、生活面を総合的に支援していくというようにいわれています。

昨年12月に新潟県でも、新潟県外国人材受入れサポートセンター、長い名前ですが、こういったものを開設して、専門的知識を持つ行政書士さんなどの専門員が企業の相談に対応しているという状況をつくっています。こういうことを計画しているという状況であります――失礼、受け入れを計画している。もう既に受け入れている企業もありますが、市内企業への周知を我々からも図っていき、その雇用について支援をしていきたいというふうに考えています。

県内でも、私どもの南魚沼市は、非常に外国人比率が高い市となっています。多くの外国人を受け入れてきた、そういう実績もあるわけでありましたが、これからさらにそれが進むと思います。これらの中で、先ほど市役所のほうにも外国人の方がおいでになることが多くなってきたというふうに話をしましたが、本当にそうでありまして、例えば外国人労働者の皆さんや留学生などが、住民登録を行う際の窓口の手続というのが大変時間がかかります。

なので、この中で、今、外国人の受け付けの予約の支援システムというのをITパークです、私どものITパークのアダムイノベーション社にこれを委託をしまして、今それを研究され、導入の運びとなっています。これらのまた精度も高める中で、多分、新潟県の中で初めての事例ではないかと思えます。こういうことをシステム化して、よそにも普及していくとなると、いわゆるビジネスチャンスとしてもすばらしいものがあるのではないかと考えているところであります。いろいろ申し上げましたが、大変な問題でありますので、一生懸命取り組ませていただきたいと思います。

最後になります。特色ある教育、それからその労働環境でも困らない人材育成ですが、IOTの分野、先ほど言ったようなグローバルITパークのシェア、人口知能AI、さまざまありますが、こういったものに、今、世間でも当然いわれていますが、我が市はなかなか歩みが進まないという点もありますけれども、非常に先駆的にこういったものに取り組んでいるというところ。もうやめろという声まで一般質問で出てきそうですが、そういうことではないだろうと私は思います。まさに今これを地道でありますやっつけていく。そういう姿勢というのが今後必ず生きる時代が来ると私は思っております。

長くなりましたが、今、GITパークのほうでも毎年インターンを受け入れたり、また新潟県におけるNSGグループさんとの臨時の講義なども出張して行っているというようなことから含めて、さまざまに活動を頑張っていると。花咲くときが早く来てほしいなと思っただけであります。これらを含めて決して他に負けることのない南魚沼市の環境は進んでいるという状況ではないかと思えます。

○議 長 一般質問の途中ですが、ここでちょっと報告いたします。先ほどの……。一旦休憩いたします。

[午前10時33分]

○議 長 休憩を閉じて一般質問を再開いたします。

[午前10時34分]

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

5点ございますが、1点1点やっていきたいと思います。非常に丁寧に答弁していただきまして、よくわかったというまず感想なのですけれども。とにかくきのう中学校の卒業式に行きまして、子供がこんなに減ったかというぐらい、半分ぐらいになっていました。それで、人口減少がいつから始まったかといわれると、内閣府は昭和48年からと、私が生まれた年から実は子供の数が、出生が減っているという状況なのですけれども、これはちょっと止めよ

うもないかなという気がします。

ただ、この状況で市内経済をどうやって活性化させていくか。先ほどの答弁があったように、状況を見極めながら検討するということで間違いはないのですけれども、具体的に今の状況で考え得る経済政策をとるべきかなというふうに思うのです。市は多額の予算を使っていろいろな仕事を業者に発注するのですけれども、そういったものをやはり税金が返ってくるような発注の仕方を当然考えているとは思っています。そこをさらにやっていく必要があるかなというふうに私は経済政策の1つとして考えているのですけれども、その辺を市長はどういうふうに捉えていますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

よくそのこと、そのフレーズといいますか、選択と集中とかという言葉に、言うのは簡単なのですけれども、そういうふうに私が言ったり、あとはなるべく市内景気を上げて、そしてそこから得られる税収が上がるように施策を考えていこうということでもあります。行政はでもその1点だけでできないのが、行政のさまざまな幅広い分野であります、そういう気持ちでいろいろなことをやらせてもらっているつもりであります。ちょっと具体的にというのは難しいのですけれども、そういう視点を必ず持っているいろいろな物を考えようということです。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

先ほどの答弁では子育て、教育を重視したり、健康寿命を促進したり、障がい者の活躍を促していくと、これはもう当然であると思います。非常にいいことだと思いますので、やってもらいたいというところがあります。そして今の答弁がございました。非常に言うのは易しで、いろいろ口にされていると思うのですけれども、やっぱりコストを下げることと税収と、という兼ね合いを踏み込んだところで検討していただければというふうに思います。

次、2つ目の質問に移ります。公立の医療機関の経営ということで、人口減少と合わせて質問したいのですけれども、去年の秋に塩沢中学校の近くで開院していた、青葉すこやかクリニックが、非常に市内のお母さん方が助かる医療機関だったので、閉院してしまつた。このときに私は2時間ぐらい市内の医療の話をお聞きすることができたのですけれども、やはり内科はちょっと飽和状態に、特に塩沢はなっているのではないかという話がありました。また、大きな病院への負担がそうなるとう必然的に増えていくという、当然の原理の話をいただいたのですけれども、やはり人口規模からすると公立病院、公立の医療機関が3つございますが、この経営は非常に難しいのかなというふうに考えます。

一概に、今のさっきの答弁がありました、努力しているところも見えていますし、地域の方には非常にありがたい施設であります、やはりこの財政を非常に圧迫している点が明白になっているところで、この人口が増えないというところ、もう一度考えるべきではないかと思いますが、今後の方向性をどのような検討があるか、もう1回お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

まず3つの公的な病院といいますか、まず1つはてっぺんに位置するだろう、こういう三角のピラミッドをつくって、地域全体で一つの病院という考えでやってきた、進められてきた地域医療再編でありましたので、基幹病院。この完全な稼働をなるべく一日も早くという思い、また今月もいろいろな理事会等がありますが、常に訴えていきたいと思います。まずそこが定まらないと、なかなかほかの部分、一体何床が本当に必要なのかとかさまざまあります。

ただ、経営的な面は、直結するのが医師数だと思います。今、医師数がかなり危機的です。このことがいつも今、悩みの種といいますか、医療現場の人たちはもっとそうですが、ここがどうしていくか。果たして今の我々の体制だけでこれを……。一番は市民の皆さんの医療の提供ができなくなるということが最悪な事態ですね。そこを絶対に回避しなければなりません。その中においてはあらゆる検討を加えていくということが、非常に大きな問題だと思います。

これはそう簡単な問題ではないということを実に思っています、できれば新しい年度にはこのことをきちんと皆さんで話し合える。そしてもうちょっと突っ込んだ話をし、将来の方向を定めていく。その1年に早急に取り組まないと、検討していく、そういうことにならないといけないと思っています。今、実は大変な状況が生まれています。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

今の市長の表情をよく見ていましたけれども、すごく認識は我々と一緒かなというふうに思います。新潟県の医師数ということは先日も報道されたとおりでありまして、非常に医師数が経営と直接にかかわってくる部分かなというふうに思います。我が市はやはり常勤の医師が少ないということが原因かなというふうに私は思いますので、そういったことも新年度にはまた新しい考え方というか、方針を示していただければと思います。

3番に移ります。移住定住者の問題です。基本的にはC R C R構想が今後どうなるのかという話なのですが、先ほどの答弁で、市内の業者も人材不足に対して首都圏からのヘッドハンティングを考えているのだということで、人材さえいれば、事業がどんどん拡大できるような企業もあるのかなというふうに思って聞いていました。

住環境とか企業の待遇をもっと市がアピールしていけばよくなりますし、よそからも移住を考えている方というのは、必ず出てくるのかなというふうに思います。景気にも直接にかかわる部分ですのでここは期待をしたいのですが、そういった中でも何年かたったわけですが、執行部の答弁はこれまでも、見直せる部分は見直して、よくしていきたいという非常に柔軟性のある答弁をしています。この問題に関して、ある程度の峻別はもうしていかなければいけないのかなというふうに思うのですが、特にここを生かしていきたいという、ここに特化するという部分を、今、見定めているのであれば、この事業に対して、ど

ういうふうを考えているかお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

このテーマも長くいろいろやりとりがあって、全部ここで答えるのはちょっと難しいかもしれませんが、1つには大変、何ていうのですかね、誤解も、このC C R Cの問題というのはいかなり内容がわかりづらいとかの面があったと思います、正直言って。やっぱり先行してしまったのがアクティブシニアとか、初老といったら悪いのですかね、50代の人とか、私ぐらいから上というイメージでしょうか。その少しまだ元気のある、余力のある皆さんからというそのスキルも含めて、そういう人材に来ていただきたいということ。その辺が、市民の皆さんにはお年寄りを誘致するというか、そういうイメージがすごく伝わっていて、なかなか難しかったですね。

そして、市としては、やはり当初描いたように今もなかなか進まないのは、やはり民間事業者さんが、例えばハードの面でいえば、そういうところに我々のほうがリスクを負担して、やはり一緒に取り組みましょうという感じというよりも、どちらかという民間事業者の事業として立ち上げる、そのリスクは我々は負わないと宣言をしながら、いろいろな意味で応援はしますけれども、そのものにはリスクを負わないということも明確にしながらやっている。これが進まない大きな理由だと思います。

ただ、これに取り組んできて、今わかってきて、なるほどそうだと思っているのは、その部分のところだけが移住定住じゃなくて、先ほど言った雪の話もちよっとしましたが、例えば考えてみれば、戦後、スキー場がどんどんできて——ちょっと言葉は悪いですよ、ぴったりにかないのですけれども、移住定住の問題というのは、もうそのころから気持ちとしては始まっているのです。雪を経験した皆さん。例えば、ある、私の石打のほうのハツカ石地区は、あそこは脱サラ組の皆さんがみんなですね、ほとんどが。ペンションをつくり、ロッジをつくりやってきたのです。今の起業とかと置きかえれば同じことなのです。だから、例えばあのマンションブームもありました。何かその繰り返しみたいな気がします。

この中で、でも少なくとも思われているのは、例えばそういうスキーブームやリゾートブームを、不動産に置きかえない。そういった我々は経験値の上で、今現在を見ているので、そういうことではないのだと同じ轍を踏んではならないということがあって、やはり新しい形として、そして時代的背景も変わっています。人口が減ってくるという問題があります。一概に言えませんが、そういったことを全部考えていくと、世代を超えた、全世代包摂的なC C R Cというの、1つの世代だけに限らない、そういう問題に我々はかじを切るということを、やっぱり明確にうたうべきだというふうに思っています。そこから産業、いろいろな雇用とか起業とか、ほかの面も生まれてくるのではないかと思います。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

今の答弁のとおりだと私は思っていて、あえてC C R C構想といわなくても、特に塩沢は

そのスキー観光を軸として、県外からお嫁にくる方が多かった。これが多分、人口が増えた原因かなと思っています。逆にそうじゃない状況になっていて、人口の減り方もやっぱりそういうところに結びついているのかと私は思っているのですけれども。元々ある地場産業の資源を活用してやっていく。これがやっぱり必要だし、市役所の若い職員もたまに私に連絡をくれるのですけれども、なかなか結果が出なくて、じくじたる思いはしているのだけれども、やっぱり地元の良さをアピールしながら取り組んでいるから、もうちょっと待ってくれというような、一生懸命な願いも、訴えも聞いています。

取り組んだ以上は、成果が出るまでというふうに私も塩沢の人間ですので思っている部分はあります。そういった取り組んでいける、発展できる部分もあり、また見直す部分もあるという点で取り組んでいくべき事業になったかなというふうに思います。そういった峻別をしていくというところを、もう一回、市長の認識を聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

峻別をしていくというのはわかるのですけれども、なかなかいっぱいあり過ぎてぼんやりし過ぎるという批判も受けますね、私も。確かにそういう面もある。なかなかこれが特効薬だ、これをやったら人が来るということじゃなくて、その事業自体がすごく広いなという思いを——でもやっぱり、この調査する部分については、今回はいろいろなことがございました。団体のいろいろな問題も、議会の皆さんに心配をかけたりました。これらも含めて、やはりでもどこか狙いを持ってやっていくこと。その中の視点に、先ほど大変申しわけありませんが、昔からのスキー場の開発史みたいなことを言って申しわけなかった。流れというか沿線というか、話をしてちょっとわかりにくくしたかもしれませんが、でもやはりそういうところの視点が入らないと、この地区における、南魚沼版というからには何かちょっとやっぱりそういうことも考えながらやっていくべきだと思います。決して今までやってきたこと全部やめる、そういうことではないのです。ないけれども、もっと全体の中にその年代もあるというような位置づけかなというふうに思います。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

今後また予算審議もありますが、やっぱり検討していく部分もあると思います。市長の思いもわかりましたので、またここも期待をしていきたいと思っています。

4番の質問に移ります。外国人労働者。増加傾向にある外国人労働者に関する政策ということで質問します。やはり一般質問してよかったなと思ったのが、この委員会資料は平成29年10月でしたので、直近の15か月後の数字を出していただいて本当にありがとうございます。824人、当初の資料は562人でしたので、14か月で280人ぐらい増えた。ものすごい勢いで増えていくことが容易に予想できます。やはりこの部分はどうやって生かしていくかは非常に市の発展にもつながる重要な部分だなというふうに私は捉えております。

やはり市役所に入ってみますと、外国人の方が窓口にたくさん来られて、その手続が本当

に大変だなと思っていたのですけれども、ITパークの方々がここに参画してくるということは、非常にいいことかなと思っていますし、期待をしております。現状で言いますと、やはり製造業が多いのかなというふうに思っていますが、今後絶対的に不足している部分、これは介護・医療だと思うのですが、この部分でどういった外国人労働者受け入れをしていくのか。当市はどういうふうに考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

まさに桑原議員がおっしゃったとおりで、製造業の皆さんが今は多い。実は介護のほうも外国人が来始めました。これは南魚沼市で一番大きい団体さんですが、まずそれはちょっと細かいところは答えられるところまでは担当のほうにちょっと答えてもらおうと思います。市、私の立場としては、今そういういろいろな人材派遣的な、あまたのいろいろなところから、いわゆる耳ざわりのいい話はいっぱいくるのですね。ただ、本当にその人材が大丈夫かどうかということを含めて、これは見極めていくというような、今あると思います。

ただ、今、非常にこの外国人人材の需要が多いために、第1期生といいますか、質の問題——言葉が悪いですね。スキルの問題があるのですね。あと人的に優れた人を先に取り合う、取り合い合戦ですね、というのも始まっているというふうにも業界からは聞いています。なので、さまざま手をこまねいていた場合に、後手に回るということも含めていろいろありますので、自分としてはいろいろなところにアンテナを張りながら、必要があればかの地に出かけてでも、そこの現状を見極めてくるぐらいな気持ちを持って取り組まないと、この問題は非常に大きな問題だと思います。そういったときには皆さんに力を借りるかもしれませんが、そういうことも本当に生まれているという状況です。あと現状については、担当のほうに答えてもらうようにします。始まっています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

今ほどお話がありました介護現場での外国人人材の関係でございますが、こちら市内の法人のほうで、外国人介護福祉士採用プログラムによりまして、4名の方を介護福祉士の資格を取得できるプログラムで採用しております。3年計画の1年目が終了するところになりますので、今後現場のこちらの施設で、現場で働くというのは、あと2年後になりますが、順調に進んでいるというふうに聞いております。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

そういう採用プログラムをとって、4名採用して、現場に出していこうということで、私はすごくいいのかなと思います。外国人の介護職が他県では増えているみたいなのですが、先ほど市長がおっしゃったスキルの問題で、トラブルも発生しているやに伺っているのですけれども、こういったプログラムの中で、人材を育成していくということは、市が始めたということは非常にいいのかなというふうに思っています。

そこで、先ほども答弁がありました、課題として外国人との共生化というのが挙げられたのですけれども、この増え続ける外国人との共生化というのは、具体的にどのように進めていくのか、今の時点でお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

例えばですね、想像するに、そのときだけ働きにきてということだけでなく、本当は例えば結婚すると、永住権、子供さんが生まれるかもしれません。さまざまうちの市にとっては前にも徐々に経験してきたことが、まさに光っていくのか。例えばハラル食もイスラム圏の——決して中東ではないのですね。アジア圏はもうイスラム教の強い国がいっぱいあるわけで、そういった皆さんから考えると、例えば今ここのキューピット大和さんにはハラル食の弁当が売られているという、極めて異例な、全国でもそこぐらいではないかと言われて、感想を持って帰った専門家がいましたが、そういうことも含めて、共生社会といたしますか、いろいろな意味で立ち向かっていける地域ではないかと思えます。

いろいろなこと、共生というのは保育園の問題も今度が出るかもしれません。さまざま、今もあるのですけれども、その問題は、いろいろなことを含めてやっぱり準備をしていくということではないかと思えます。答えにならないかもしれませんが、やることは非常に幅広いと思えます。

○議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

やはり労働者がここまで増えますと、どこかしらでかかわりが生まれるものと思えます。そのかかわりをこの地域の発展に生かせればいいなというふうに私は思います。きのう午後からちょっと新潟のほうに福祉の勉強に行ったのですけれども、ベトナムとか、ヨーロッパはもうそうなっているのですけれども、ベトナムとか社会主義国は福祉の部門に結構優秀な人材がいくというふうになっています。それで、今、東京大学の留学生、東南アジアの方は、ほとんどが自国に帰って福祉部門への貢献を希望しているというような話もありました。やはりこの福祉の部門で外国人を採用するというのが、安い労働力をこの部門に使うという考えではもう既になくなっていくという視点を我々は持って、共生化を進めていくべきだというふうに思っていますので、そこら辺のその政策を煮詰めて、いいものにしていただければというふうに思っています。

最後、5番目の質問に入ります。特色ある教育を実施し、人口減少下の労働環境でも困らない子供たちの人材育成ということで質問してみたいと思えます。日本で一番売れた小説が夏目漱石の「それから」という本で、100年をかけて1,000万部売られています。最近のニュースで中国で、黒柳徹子さんの「窓際のトットちゃん」という、たちまち1,000万部売れたと。これはやっぱり規模の優位性という経済の原則はあるのですけれども、やっぱり伝統や文化を一気に飲み込んでしまうぐらい人口の規模というのは恐ろしいものだというふうに思いました。

ここで私が何を危惧しているかという、今の状況で放置すると、日本の若者が働くところがなくなると、逆に中国やシンガポール、こういった国に出稼ぎに行くような時代が来てしまうのかというふうに危惧しているのですけれども。例えばリトアニアという 130 万人ぐらいの小さい国がヨーロッパにあるのですが、そこはヨーロッパ全てを網羅しているような IT 大国で、非常に小さい国ですけれども豊かな暮らしをしていると。これはもう子供のころからそういった教育をしていて、高齢者でも障がいがあっても仕事に就けるという状況を、長い間をかけてつくり上げてきたと。

先ほどもグローバル IT パークのお話が出ましたが、私もその会社で時々話をするのですけれども、非常にスキルを持っていて、知の教育の部門、今度プログラミングとか、教科化されていくのですけれども、そういったところでこの市内の子供たちが将来、労働に困らないような部分で特色ある教育を実施できないものかというふうに思っています。この部分に対しての考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

ちょっとなかなか答え——ずっと聞いているのですけれども、これは教育分野というふうに置きかえられるのか……（何事か叫ぶ者あり）G I T パークについては、その持っているスキルを十分に生かしてもらって、多分、教育現場のほうともいろいろな話し合いをしたことも、今やっているのかちょっと私分かりませんが、いろいろなことを一緒にやろうということも出てきたときもあったので、さまざまな機会を見つけて、やっぱり一緒に取り組もうという姿勢は持っていると思います。教育の現場もですね。もし、答えられるとしたら……（何事か叫ぶ者あり）済みません。産業振興のほうの面からまず答えてもらいますので、担当の部長から答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

それでは人材育成ということは、IT パークのほうでということではありますが、今グローバル IT パークのほうでは、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、NSG グループを通じて臨時講義等をしております。そのほかに市内ではありませんが、長岡の技科大等で、当然そのときは南魚沼市とリンクした講義の仕方で、地元の IT パークをお知らせしているような関係でございます。

その中で、今後この IT パークが人口減少の労働環境で困らない人材育成をということではありますが、やはりなかなか進捗が進んでいないという話もありましたが、こういう事業というのは建築物のように 3 年やった、5 年やった分が徐々にできるという形ではなく、今、種をまいて、芽が出てきているという中で、先ほどのあった紹介システム等が商品となれば、一気にまたそこが増えるということでもありますので、そういうときには今ある人材の数からは画期的に、劇的に増えていくのではないかというふうに私は思っております。以上です。

○議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 我が市の人口減少対策と市政の方向性を問う

ちょっと私の聞き方が悪かったのかなというふうに思っていますが、ITパークという言葉と、企業と教育が結びつかなかったかなというふうに思います。ただ、従来型の普通に学校を卒業して、地元就職するという概念も当然必要なのですけれども、また新たな産業に向かって、子供たちが自分のやりたい仕事を取り組めるような教育も必要ではないかという趣旨で質問させていただきました。今後の事業に期待したいと思います。以上で終わります。

○議 長 以上で桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問の途中ですが休憩といたします。再開は11時20分といたします。

[午前11時02分]

○議 長 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

[午前11時20分]

○議 長 質問順位3番、議席番号10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 傍聴者の皆さん、ありがとうございます。昨日、市立の八海中学校の第1回の卒業式が行われました。104人の生徒がそれぞれの進路に巣立っていきました。市長から卒業生に向けて、ご自身が同じ年のころに「竜馬がゆく」を読んで坂本龍馬に感化され、その思いを今も持って取り組んでいるというお話や、教育委員の西野さんから、雪国の雪は大地を休ませているなど、雪のありがたさのお話がありました。将来、ふるさとに誇りを持って住み続けてほしいと新たに思いました。

1 市営八海山麓スキー場の運営について

それでは、発言を許されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。平成16年から市営で運営されている八海山麓スキー場ですが、スキーシーズンはもとより、グリーンシーズンの八海山麓自然体験学校は精力的にイベントを行っていただいております。周辺地域にはなくてはならない施設だと思います。しかし、市営で15年がたとうとしている今、一般論で言えば、近隣市町がさまざまな施設運営を民間に移行している中、この先どういうお考えがあるか、市長の見解をお伺いいたします。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えてまいります。

1 市営八海山麓スキー場の運営について

市営八海山麓スキー場の運営であります。八海山麓スキー場ですが、八海山麓サイクリングターミナル及び勤労者体育館を合わせました八海山麓観光施設、このうちのスキー場部分のことをご質問だと思います。十数年たっていると。昭和42年から旧大和町の直営で運営を開始されているということでありまして、お話しのとおり平成16年からは、合併後は市の直営となっております。平成21年度からは、ほかの市有施設と同様に、時代的な流れがありまして指定管理ということにしまして、地元の皆さんが出資をした株式会社アクティさん、こ

の指定管理者としてついでに、今、運営をされているという状況であります。リフトはご存じのとおり2本、圧雪車2台で営業しております、昨シーズンは小学校などのスキー授業等も含めまして、私もよく呼ばれまして、いろいろな大会の開会式、閉会式とかいろいろなイベントに参加させてもらいます。頑張っておられますが、昨年は1万7,930人の利用ということでもあります。

しかし、ここで問題ですが、利用料金の収益の1,854万円に対して、営業費用のほうは3,000万円を若干超える3,018万円というふうに要しているということでもあります。経営状況は、今、非常に厳しいと言わざるを得ないという状況で、将来的にも利益を見込めるということは、スキー場としてはなかなか難しい問題があるかと思えます。

その第1リフトですが、昭和60年に建設をされ、現在34年経過、第2リフトは平成6年に建設され25年が経過していると。まさに大規模改修が必要な時期となっていると。この辺がかぶさってきているという状況です。改修には現在1億3,000万円ほどかかるというような予測が立てられておまして、現在なかなか難しいということで、改修ができないまま運営を継続しているという状況であります。現在の利用料金の1,800万円と比べた場合に改修費用が約7倍ということでもあります。これは全国でも3,000ほどリフトがあった時代、平成5年ですね。スキー場のピークというのは平成4年ですが、その翌年の平成5年の段階では全国でリフト設備というのは3,000基を超えていたそうですが、平成26年の集計では全国で2,351基、この中でなかなかやはり同じような状況でそれを休止するとかいろいろなことあります。

当地区の隣接地域では、魚沼の旧町たくさんあったわけなので、それぞれのところにあったスキー場の今のこれからの問題や、湯沢町もことしの冬、本当は布場スキー場をやめる予定でしたが、やはり近隣の皆さんの非常にたつての願いから、新たなまた運営の部分をつくって立ち上げて、このシーズンはリフトを営業されています。しかるに大変いろいろな問題を抱えていると思えます。

利用者の安全を確保する上、リフトも安全・安心が求められます。こういった上でもリフトの運行などについて現状の数字を見た限りで言えば、やはり見直しを図るという時期に来ていると、これは誰が見ても思うことだと思います。スキー場の運営の今後についても、これは検討せざるを得ない状況、これは現地の皆さんもそう考えておられると思えます。ただ、全体の八海山麓観光施設はどうかと言うと、黒字になっているという状況です。例えば六日町の八海山スキー場も、既に夏の営業のほうが全然上回っているということもあります。結構こういう傾向は全国的に出てきております。

こういう中でそれらも踏まえた中で、やはりこれからスクラップアンドビルドというか、これは決してなくすという意味ではなくて、さまざまにもう一度考えをみんなで作って上げていくと。新しい形態をつくり上げていくということも含めて、当該地域にとっては大変重要な観光施設だと思っておりますので、これを単に市から民間に切り離すとか、すぐそういう議論に行きがちですが、それはすぐそういうことではなくて、やはり長い歴史と、それから

これからの地域問題も抱えた大きな施設群でありますので、これは慎重にやっていく必要があると思います。

この八海山麓サイクリングターミナル、それから勤労者体育館、年間を通じて利用者は非常に多く収支も見込めるということから、今ほどの繰り返しになりますが、施設の将来的な方向性を含めて指定管理者の皆さんや、そして地域の皆さんとも十分に協議を進めた上でやはり慎重にやっていくべきだと考えています。この中では、すぐそばに今ごみ処理場の建設予定地としてやっている部分があります。決して何度も繰り返していますが、ごみ処理場だけを持っていくということではなくて、あそこに将来を見据えた福祉施設も完備していきたい。農業施設も一歩であります。これらの中であの地域が健康づくりの、市民にとってもそして観光者にとっても健康増進のそういうところになっていく。

例えば今、市の健友館に外国人があそこに来て、まさに医療観光インバウンドといいますか、そういうこともようやくそれがスタートを今、始めています。これらがどうなるかを含めて非常に大きな意味で学園都市とよく言われますが、それも含めてですけれども、大和地域の大きな将来に向かっての何事かがあそこで描けるかどうか、そういったことも加味しながら議論されるべきだと、していくべきだと私は思っていますので、お願いします。

それから、サイクリングターミナル、名前のとおり、今、自転車を通じた地域づくりを何とか進めていきたいということも考えている中で、よく点ではなくて横でつないでいくという発想の中から、例えば三国のダム、そして例えばそれが北上すれば、北上でもないですね。北側に行けば、例えばこの水無溪谷があったりそういったことも含めて、いろいろなことの視点からものを考えるべきではないかなと。そういうことを目指したいと私自身が思っていますので、そんなことで答弁させてもらいます。今は大変な状況ですけれども、そういう希望を持ってやはりやるべきところもあると私は思っています。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市営八海山麓スキー場の運営について

市長の思いは、ほぼ今の答弁の中に全て含まれていると思います。その中で非常にそれこそ地元の方々が頑張っていたいただいてずっと続けてきていただいておりますし、私の知り合いでも毎年、グリーンシーズンでありますけれどもダウンヒルを一生懸命やっている人間もいます。自分もバーベキューをさせていただいたり、それを終わった後お風呂に入れていただいたりしております。

それで、市内 10 か所スキー場があります。その中で大手がやっていらっしゃるところもありますし、ちょっと地元の話になって申しわけないのですけれども、五日町スキー場というところがあります。そこはことしで多分、五十七、八年たっていると思います。地元の方々が冬季の出稼ぎ対策として、ちょっと言葉は悪いですがけれども農民スキー場という昔の映像を見たらそんなタイトルになっていたと思うのですけれども、そうやってこつこつ立ち上げてきて、いまだに頑張っていっぱいあります。

大手さんが別というわけでもないのですけれども、同じような規模のところにも、多分、悩

みは一緒だと思うのですね。施設が古くなったりリフトがどうのとか、あとお客さんの入りとかそういうことがあります。それこそ市営ですし、五日町スキー場も地元に基づいたスキー場でありますので、地元の子供たちとか市民の方たちには本当に手当てをしっかりとしていかなければいけないと思うのですけれども、よそから来ていただいている来客の方たちとの差別化はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。済みません、料金的にとかです。

○議 長 　　ちょっと質問の趣旨がわかりづらかったのですが、もう一回。

○塩川裕紀君 　　1 市営八海山麓スキー場の運営について

地元の方々がリフトを使うときにしても何しても、よそから来る団体の方と地元の方が行っているときの料金に対する差ですね。よそから、県外とか市外から来られている方にはちょっとしっかりした料金をいただいて、地元の子供たちとか住民、市民に対してはその分はちょっと割安にするとか、そういったところです。

○議 長 　　市長。

○市 長 　　1 市営八海山麓スキー場の運営について

市営スキー場だからということもあって言われているか、五日町さんがどうか。私がそこまでちょっとわかりかねるので、担当のほうがわかれば答えてもらおうと思います。

○議 長 　　商工観光課長。

○商工観光課長 　　1 市営八海山麓スキー場の運営について

多分、今のご質問だと、市外の方と市内の市民の方で料金が分かれているかというお話かと思います。詳しい内容についてはちょっと申し上げ——把握していないところがあるのですけれども、基本的な私ども担当課の考え方としましては、市民の方については、子供さんも含めて共通リフト券を出させていただいた中で対応いただいていると。あとは、ほかのスキー場もそうですけれども、各スキー場ごとに市内、市外あわせて各スキー場ごとにシーズン券を出して優遇されているパターンはあると思います。それ以外については基本的には市内の方、市外の方の利用については、リフト料金は一緒だと考えておりますけれども、例えば大会があって、その中で大会全体に含まれるとかそういう場合はあるかと思いますが、そこについてはちょっと今、把握していない状況です。以上です。

○議 長 　　10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 　　1 市営八海山麓スキー場の運営について

そうですね、その辺はスキー場によって違うのかもわかりませんが、八海山麓スキー場さんも五日町スキー場さんも非常に子供たちが行きやすい、親御さんもそこへ子供を連れていくと非常に目が届きやすいというか、ちょうどいい規模のスキー場だと思います。それこそ五日町スキー場も同規模でそういう小さいスキー場ですね。大手さんがどうという、さっきも言いましたけれども、違いがあるなしは別としても、なくてはいけない、その地域になくはない施設をどうやってこれから存続させていくか。民の力と言ってしまえばそれまでなんですけれども、何かこう同じような手当て、そのスキー場一か所一か所見えてい

った中でトータルで何かいい助成ができるかどうかというか、その辺の考えがあるかどうかですね、周りに。市営ばかりじゃなくて近隣の同規模、困っているところのスキー場に何かこう手当てがこれからできるものなのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議 長 市長。

○市 長 1 市営八海山麓スキー場の運営について

八海山麓スキー場はやっぱり市営ということがありまして、手当てというより、そういう意味では我々の施設でありますから、公の施設でありますのでいろいろとある。ほかの民間の皆さんについては、五日町のことを多分言われていると思いますが、なかなか難しいと思います。

ただ、直接というのは難しいけれども、やはり平成23年の水害があったときに、本来手が出せなかったスキー場敷きも、痛手を負ったわけですね。例えば上越国際さんがひどかった。そこに初めて公金が使われたのです。極めて例外中の例外です。当時市の判断ですね。例えばこういうことも含めて考えていくと、今まさに先ほど前の桑原議員のときも収税を上げるためというか、景気を上げていくためにやはりいろいろなことに集中して頑張れという話が出ました。指摘がありました。

そのとおりで、例えば観光とか事業者に対してはなかなか直接の生の支援というのはできないけれども、でもいろいろな意味で観光インフラとか、いろいろなことでやはり支援していくという方向はあると思います。だから、単純なそういう支援というか助成金というのは極めて話がちょっと単純過ぎるかなという気がします。そういうことはなかなか市民の理解も得にくい。

ただ、先ほどから話が出ているリフト券の問題とかで、今なかなか市民のもうちょっと市民側に寄り添ったリフトのというか、スキー場の利用のしやすさをつくってほしいという声は、ものすごく根強いものがあるのですね。こういったものを加味した中で、では何事ができるかとか、そういうことも含めて、先ほどの答弁で言ったようないろいろなことを勘案しながらやはり方策を探っていくということはあると思います。

ただ一方で、どうしてもこれは絶対外れてはいけないことがあって、本当はやはり健全経営をちゃんとやって、いつかは市の手から離れて自立をしていくという道を、これは当然希求していただきながら、進めていくべき問題だと。それが第一義だというように思っていますので。そこから外れると、ただ単に前のことを踏襲しているだけのそういう、なかなか最終的には理解が得られない。そういうことになってしまうと思いますので、その辺は気をつけてやっていきたいと思います。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 市営八海山麓スキー場の運営について

今回、この質問をさせていただいたのは、市長のお考えをこの場でお聞きしたかったということでもあります。1問目はこれで終わりたいと思います。

2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について

それでは、大項目2項目目ですね。PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について質問させていただきます。まず、PCBとはどんなものなのか少し触れておきたいと思います。PCBはポリ塩化ビフェニルの略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、毒性が極めて強いとされており、一方、溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、科学的にも安定な性質を有することから電気機器の絶縁油——油ですね。熱交換器の熱媒体、ノーカーボン紙など、さまざまな用途で利用されてきました。

PCBの毒性についてですが、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことが報告されています。PCBが大きく取り上げられる契機となった事件として、カネミ油症事件があります。この事件は米ぬか油ライスオイル中に脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、昭和43年10月、西日本を中心に広域にわたって米ぬか油による食中毒が発生しました。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、次いで塩素ニキビ、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。そんなことから昭和47年以降は製造が中止されているということでもあります。

このPCBですけれども、廃棄物処分の期間が変圧器コンデンサー等は平成34年3月31日までと迫っており、国から処分費用の70%の補助が出るようではありますが、大変高額になると思われます。PCBの処理問題を抱える中小企業の現状と今後の対応の考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について

それでは、塩川議員の2つ目のご質問、PCBの廃棄処分の方向性。今ほどもうお話しされたので、前段ちょっと説明しようと思ったのですが、PCBについてはおわかりいただいていると思います。いろいろな症状を引き起こすことが報告されてきて、これらの状況を踏まえまして、昭和47年から既に新たな製造はなくなって、さらに昭和48年10月に制定された法律によりまして、昭和49年6月から製造、輸入についても事実上禁止をされてきたということでもあります。

処理については、国のPCB廃棄物処理基本計画、また新潟県のPCB廃棄物処理計画に沿って進められています。処理期限は高圧トランスなどについては平成34年3月31日まで、その他の安定器などについても平成36年の3月末までとなっているということを聞いております。

変圧器などの高濃度PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行っておまして、新潟県は北海道室蘭市にある施設で処理をすることとされているそうです。処理量については、平成24年ごろをピークとして近年は大変減少傾向ということであり、適正に処理が行われてきているということを確認しているところであります。

ご指摘の中小業者向けの例えば処理費用における割引、また補助などについては、中小企業等軽減制度というのがありまして、処理料金の70%が軽減をされ、そして分割払いの制

度もあるということであります。新潟県としてもPCB廃棄物処理資金融資制度というのを設けているようで、融資額は必要経費の5分の4以内、限度額は500万円で基本利率は2.15%、償還期間が8年以内ということだそうであります。

処理についてはやはり高額な費用が必要でありまして、その処理は特に中小事業者の負担になるということは、我々も認識をしているところです。このような補助制度などを活用して適正な処理を行っていただきたいと考えております。市としてはPCB廃棄物の適正な処理とこれら融資制度などについての周知、それから啓発、知っていただき、ぜひ法律的には期限が迫っていますよということも含めてやっていく必要があると考えているところであります。以上であります。

○議 長 10番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について

はい、わかりました。それこそさっきからの話の続きではありませんので、あれですけども、スキー場ですね。市内のスキー場、結構リフトがあるところは必ずトランスとかでっかいのがついていると思います。聞くところによると湯沢はバブル期、非常に景気がよかったときにはほぼそれは交換されているという話をお聞きしました。それこそ八海山麓スキー場にも多分それはついていると思います。やはりかつかつというか、本当に頑張って一生懸命やっているところが、処理もできなくなる期限がそこまで迫ってきているところで、非常に——五日町スキー場の話を聞いたところだと、トランス1つ処分するのに98万円ぐらいかかるという話をされました。一応70%の補助が出るということですけども、やはり大変だということですよ。

市内のあらゆる企業のところにもそういうのがついているところもあると思うんですけども、このPCBというのは、つくった人たちではなくて、知らなくて使っている人たちがやはり負担しなければいけないというところで非常に大変だと思うんですけども、市として何かバックアップできる面があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議 長 市長。

○市 長 2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について

今お聞きしている実名でスキー場さんとかの名前が出ていますが、果たしてどうか私はわかりません。私のことをちょっと、脱線したみたいな言い方で申しわけないんですけども、私も実は山の上に施設を持っている人間なのですが、単独でトランスをつくって、そういう変電施設をつくってやっているのです。ただ、毎年のようにやいのやいのと電力さんから言われているのは、電力さんというか保安協会さんから言われているのは、トランスが30年近くたつのでかえなさいと。大変費用がかかるのは私もよくわかります。見積もりが来ていますので、でもなかなかできなくて四苦八苦していますが、でもそろそろかえなくてははいけない。この期間を考えると、わかりませんよ。わかりませんが、そういうのをもうかえているのではないかと思うのだけれども、時間的な流れがあります。その辺はちょっとわからないので、何とって答えてみようもありませんが、もしそういうことがあった場合には、やは

りその皆さんから声も上げていただくとか。どういうことができるかなということは、ゼロで回答はしませんので。ただ、そういう話はまだありませんでしたので、これを今取り沙汰しているということはないのですが、いろいろな先ほど言った支援の問題の中でも県の制度を使いながら我々が何かできるのかどうかということは、議論はする余地はあると思います。ただ、できるともちょっと答えることはできません。そういうことで答弁させていただきます。

○議 長 10 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処分について

今の答弁で現状がわかりました。国の補助 70% プラスちょっと手当てができるようであれば、要望が上がってきたら考えていただければありがたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長 以上で塩川裕紀君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は 1 時 10 分といたします。

[午前 11 時 47 分]

○議 長 休憩を閉じ一般質問を再開いたします。傍聴の皆様大変ご苦労さまです。

[午後 1 時 10 分]

○議 長 質問順位 4 番、議席番号 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 午前中か午後かと心配したところですけども、午前中だったらよかったのかなという気はしますが。日本語には英語で言う「グッド・アフタヌーン」という言葉にかわる言葉がなくて、午後一番に上がるのは何と挨拶していいのかわかりませんが、質問させていただきたいと思います。

思えば、ことし 2 月 14 日、女房、子供、向かいのお母さん、何ひとつ届きませんでした。生まれて初めてのことでありました。自分自身かなりもてる男と自負しておったところありますが、かなり地に落ちたのかなという気がします。かつて市長は、俺は 50 個ぐらいもらったことがあると自負していた話を思い出しましたが、今はどうでしょうか。

1 定住・移住を妨げるものについて

それでは、通告に従いまして今回は 3 点、市長の答弁をいただけるともう終わってしまいそうな質問であります。一番目、定住・移住を妨げるものについてをお伺いいたします。2 年前のちょうど 3 月議会で同じ質問をしました。当時は井口市長でありました。改めて現市長の考えを伺いたいと思います。冬季における J R の運休もそうですが、いかに雪国は住みにくいか。大雪のたびにメディアによる大げさな報道、それも全国ネットであります。雪国の移住・定住に多少なりとも影響を与えていないかと危惧するところでもあります。

我々は先祖代々、営々と生活をし、雪と戦い、雪と遊んできました。その中で家族がいて結婚をし、子供を育ててきました。小学生の通学風景を見ても、元気に大きな声で楽しそうに見えます。多分、雪のない地域の人はいかに雪国に住んでいるかと考えるかもしれませんが、住めば都であります。ほとんどの人が生まれながらにこの地に住んで、逃げ出したいなどと考えません。スキー場ができて出稼ぎはなくなりました。そんなことから解放さ

れ、収入も得ることができました。雪の恩恵は日本一のコシヒカリ、日本酒と数え上げたら切りがありません。メディアはなぜおもしろおかしく大雪のこと、除雪の大変さを報道するのか。雪国では当たり前のことであります。対峙するということはけんかではなく、市長に勝ってほしいということでもあります。市長も関東圏に出られることも多いと思います。ぜひ、メディアとの接触がありましたら対峙していただきたい。市長の考えを伺います。以上、壇上からの質問とします。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、よろしく申し上げます。2月14日の件は後でこっそり伝えたいと思いますが、小っちゃい声で言うと、ことしは1個も来ませんでした。どういうことか。まあ、それはさておきまして、鈴木議員の質問に答えてまいります。

1 定住・移住を妨げるものについて

定住・移住を妨げるものについて、最近の報道で異常気象というかそういうことがよく言葉で簡単に使うようになったとか、局地的な大雪も他の自然災害と同様に大きく報道される。特にこの前の冬はひどかったと思います。北陸のほうですね。大変あれは線状降雪帯という言葉にふさわしいような降り方をしました。そういうこともあったと思います。

鈴木議員が言われるとおり、こういう報道が雪国の印象を損なうということも、私は否めないと思います。国民に事実と異なるイメージを何か極端に与えてしまっているようなところを感じています。去年の国道の幹線道路の立ち往生、防ぎきれなかったものと思いますし、電車の立ち往生もありました。これらを殊さらに取り上げ、何度も何度も頻繁に報道してしまうという、これは本当によくあることでありますが、なかなか難しいなというふうに思っています。

私どもの南魚沼市内では、全国で報道されるような大渋滞、昔、赤坂の登坂車線で車が引っかかって横になったりして渋滞というのは記憶がありますが、こういう形でのそれ以外の本当に自然の状況での大渋滞というのは、発生したという記憶は、私はないと言ってもいいのではないかなと思います。こういう備えに対してふだんから非常に努力をしている、そういう歴史がある地域だと思っています。消雪パイプなどの融雪施設、また除雪機器の整備、各個々の家もみんなそれに備えてやっているというところ、この辺のところもクローズアップしてもらいたいなというふうに思っているところであります。

いずれにしても全国に誇れるものだと思っています。なので、去年の例のチェーン規制の話が出た際、私はこの地域の人たちは非常に、我々のところも一様にそういうチェーンの規制をかけられることに対して大変危惧もしましたし、観光事業者の皆さんも心配する声が当然ありました。でも、そこにあるのは、多分、我々はそんなことは思っていない、これまで全部はねのけて頑張ってきたんだという自負心にあったと私は思います。

現在、私ども南魚沼が取り組んでいる首都圏方面での雪資源の活用事業などもちょっと話がずれていると思われるかもしれませんが、実はそこにあるのは同じことで、この地域のマ

イナスイメージをやはり我々みずからが払拭して、そしてさほどのものではないという気概を見せて、移住・定住の施策事業でこちらに来ていただけるようなきっかけづくりをしていきたい、そういうことなんでしょうと思います。

これなら大丈夫だと安心して帰っていただく1つとしては、当市はもう昔からスキー場とかがあって非常に多くの皆さんが当初電車で、そして途中からは車が多くなりましたが、そういう方々がいらっしゃって、ここの地域の除雪の体制をまさに体験してくれています。そういういったところをさらに引き上げていくべきではないかと思います。

この中で世界に冠たる除雪体制をアピールするためにも、例えばことし呼びかけを既にちょっと始めていて、実現すればいいと思っているのは、南魚沼市だけで除雪の出動式を今までやっていました。これは南魚沼市道にかかる業者の皆さんと我々とやっていた。この中に例えば国道管理者、例えば県道管理者の皆さんも一緒になり、地域を挙げてのすばらしい除雪体制のあり方をアピールするような、少しイベント化したような子供たちにもその姿勢を見せるとか、女性のオペレーターの活躍振りをそこで表現してみせるとか、いろいろなことが考えられるのではないかというふうな思いがあって、これらも1つ手だてとしておもしろいのではないかなというふうに考えて、今、少しずつ話を始めているところであります。

いずれにしても移住・定住を妨げるものについては、私は我々の内なる自分の心の中にある、私どもみずからが考えてしまう負のイメージ、外側からじゃない我々のほうからそういうことを発信することが最も移住・定住の妨げになっている部分だと思っておりますので、そういう意味では誇りを取り戻す。そして、子供たちにもその地域の誇りを訴え、引き継がせていくということが非常に重要ではないかなという思いがしております。以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 定住・移住を妨げるものについて

ちょっと質問の趣旨と答弁が。報道に対しての私は憤りを感じていたものですから、その辺をちょっとお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 定住・移住を妨げるものについて

済みません、ずれてしまったようで済みません。報道に対して、前段大分しゃべったつもりです。例えば天気予報で雪で向こうが見えなくなるほど、泣いているような大雪のマークというか、ああいうのが出ることも含めて、本当にいかなものかなと思いますが、これらについてはやはり我々がそれをするなということも言えませんが、そういうことを打ち消していくようないろいろ動きをつくっていくしかないのかなと思います。報道機関に申し入れをすとかということはあるのかと思っておりますが、まだそういうことをやったことはございません。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 定住・移住を妨げるものについて

報道に対してある程度アピールしていくのは、本当に大きな影響力があるのかなと思いま

す。2年前の質問の後に新潟日報社のコラムの欄に、私の質問のことが書いてありました。さすが鈴木議員かなと思っておりましたけれども、一文を紹介させていただきます。「3月の南魚沼市議会で印象的な一般質問があった。冬になると豪雪地域の住民が除雪の大変さを訴える様子がよく報道される。住みにくいと全国にアピールしているようだというのが。確かに大雪になるとその手の取材をよくやりました。人口減が地方の課題となる中、そういう見方もあると気づいた」とあります。

ちょうどこのときは日報社の方がここへおられたので、こういうふうな地方紙ではありますが、そういうふうなコラムを書いていただきました。例えば全国ネットや全国紙であれば、また違った報道の仕方もあるのではないかと。ぜひ、市長のほうから、かなり力を入れてそういう接触する機会があったら、きちんと伝えていただきたいと思います、いかがですか。

○議長 市長。

○市長 1 定住・移住を妨げるものについて

そのとおり、なるべくそういう機会を捉えて声高に話をしていきたいと思っております。市長会を通じてやるかどうかとか、そこまではちょっと難しいのかなと思っておりますが、でも雪の発信をしている我々は、いろいろな意味で報道社や報道関係者や、米もありますから、いろいろな方々と対面する機会が非常にほかの自治体より多いのではないかなと最近思い始めています。いろいろな機会を捉えて頑張っていきたいと思っております。

○議長 12番・鈴木一君。

○鈴木一君 1 定住・移住を妨げるものについて

ぜひ、そのような方向で接触の機会がありましたらお願いしたいと思います。時間もありませんので、最後の一文を紹介させていただきます。日報の座標軸というところでは、「もうすぐ雪国にも春が来る。残雪の山には満開の桜とカタクリの花畑、里の民家には色鮮やかな花が咲き乱れる。春の喜びが一気にあふれ出し、息をのむ美しさだ。雪国はいいとしみじみと思う」という一節を紹介させていただきます。

2 市役所内のパワハラについて

続いて、2の市役所内のパワハラについてを伺います。今回は若い職員についてで、職員全員に該当するとも思いませんが、全般的と考えて、特にこの議場内の執行部の人には私が気を使って除外しようと思っております。近年、パワハラ、セクハラが声高に叫ばれ始めました。誰とも口をきかなければこういう問題は起きない。セクハラなら異性としゃべらなければ問題がない。しかし、世の中そんなわけにはいきません。あまりにも神経質になり過ぎてはいないだろうか。叱られることがパワハラにすりかわってはいないか、はなはだ疑問に思う。

確かに今の若いと言われる人に、精神的な体力はない。昔話は通用しませんが、仕事で何度も失敗したなら叱責は当たり前のことである。その程度の問題もありますが、今も昔も役所の中で大声で怒る声を聞いたことがありません。ショックで泣いている人もいない。一般企業であれば100人入社して30人ぐらいは多分やめてしまうのではないだろうか。

ある人がうちの会社で使いものにならないが、市役所では働いていると。これは何を意味するのか。賢明な皆様ならご理解いただけると思います。やはりめだかの学校みたいな組織では、私はだめだと思っています。叱ってこそ伸びる人も多いわけです。40、50になってようやく仕事を覚えたでは遅過ぎます。仕事は若いうちに早く覚えることが必要である。怒ることが全てとは言いません。人間も動物と同じだと私は考えております。小さいうちに若いうちに鍛えることが必要と考えますが、市長の考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市役所内のパワハラについて

それでは、鈴木議員の2つ目の質問に答えてまいります。おっしゃる部分は本当に心に触れるところがございます。南魚沼市では職員ハラスメント防止指針というのを定めて周知しています。例えば、この「ハラスメント」からちょっと話を始めさせていただきます。業務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的または肉体的苦痛を与えることにより、結果として職員の権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為。簡単に言うと、言葉にするとこういうことですが、この中で適正な範囲というものの位置づけが昔と今と違うのか、またいろいろなことが物議があるかなと思います。そういうふうには定義をされているということです。

身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過少な要求というものもあります——全然、何ていうのですかね、例えば新聞の切り抜きのまとめだけを毎日やらせるとか、そういうことも含めて過少な要求。個の侵害——これはその言葉のとおりです。大切なことは、パワハラを恐れて腫物には触らず、部下を放置するという職員であってはいけないということ。また同時に今度は部下という側のほうに立てば、パワハラを盾にして自分を過度に擁護して、また指導を聞く気がない、そういう職員であってはいけないということになるのではないかと思います。こういうことを職員全体が理解していれば、議員が恐らく心配しておられるような、なれ合いの職場環境、及び腰な上司、指導を聞かない部下がつかれることはないというふうに思っています。パワハラの根絶という本来の目的には、何かやってはいけないとかそういうことばかりではなくて、実はここに肝があるのではないかと思います。

ご指摘のところもよくわかりますが、なかなか今心が折れるというような問題やさまざまなことがありますので、非常にこれは大変な問題だなと考えておりますが、こういうことがない機運づくりをやはりしていくべきだというふうに思って、最後、先ほど言いました、大切なことは、言葉の次に続いた上に立つ者、またそれを受ける者を含めて、いい関係をつくっていかねばならないというふうに思っているところであります。以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市役所内のパワハラについて

怒ってはならないような風潮が、どうも感じられるような気がします。多分、民間でもそれほどの叱責などはあり得なくなってきたんだろうと私は思っていますし、職員の皆さんが

この仕事はこの程度でいいのかな、では困るわけで、もっと上を目指してもらいたい。能力があつて採用されたわけですから、そういう人たちの能力を伸ばしていくには、ある程度厳しいことも言わなければならないこともあると思います。例えばその人が1.5倍、2倍の能力を示していけば、これも人員削減に俺はなっていくのではないかと、そんな気がしてなりません。とにかくパワハラで片づけることに対して、私はちょっと疑問を感じているところです。

ことしの冬、神奈川県のあるスポーツ幼稚園が家に来ました。3歳から5歳、3泊4日。親元を離れてスキーに来るわけですが、そこのスパルタ教育はすばらしくて、もう徹底的にわがままは言わせません。例えば10人いて、たった一人、別の飲み物が、違うものがあつてもお互い何も言わない。それで、先生も徹底的に怒ります。そして泣く子もいますが、でもそれに耐えている子が非常に多いです。小さいころからその程度の教育をしていけば、また全然。2列になりなさいと言うと、ピシッと2列になる。それでヘルメットかぶってスキー靴はいて5分ぐらいの道を歩いていくわけですが、3歳から。

やはり小さいころからそういう教育も必要なのかなと。職場に入ったら若いうちに、こんな職場でこれでいいのかなと思われては私は困ると思うので、その辺の教育は叱責にこだわらず徹底的に私はやるべきと思いますが、市長、もう一度答弁お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市役所内のパワハラについて

徹底的にやれるかどうか、ちょっとそこまでは立ち入れませんが、1つは自分が関与できる大きなことは、いろいろな意味でやる気を出してもらおうということについては、やはり最初はちょっと理解しづらいことも例えば施策の中であるかもしれない。しかし、それをやっていった上で、やはり我々は自分たちも努力していい意味の成功の体験を、そういうことを大変だったけれどもこうなったということも含めて、それを具現化してみせる上司だと思います。それに尽きるのではないか。叱責も大事なんですけれども、やはりその中で真剣にものに立ち向かう姿勢は我々が直らなければ直りませんので、そういうのはどこの社会でも同じだと思います。

そしてもう一つは、私ができることは、人事権を持っています。今、人事の季節です。中にはその人事に不服の人もいるでしょう。そして事足りないと思っている人もいるかもしれない。しかし、はたまた逆には、外部から見た、自分が一番自分が見えないということもあります。これは私についてもそうですが、これらも含めて人事を限りなく公正に近づけるようにやりながら、でもその人間を見抜く力、これは我々の側にしか持てない目でありますので、これを常に磨き上げてそういう場所に適材適所で人間を登用し、そしてその登用の中からその人間に気づいてもらう。こういうことが叱責にも、なかなか叱責しにくい世の中ですから、それに打ち勝っていくのはやはりそういう視点と、極めて公正であり、また先を見た我々側の資質というのが試されているのではないかなという思いがしているので、その辺も含めてやっていきたいと思っています。なかなか厳しい時代になっていると思います。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 市役所内のパワハラについて

そういう私も、なかなか怒られる人がいなくなったらどうもさぼることを覚えまして、随分とこう言える立場ではないかなという気もしますが、でも若いときは多分、皆さんは相当鍛えられたのだらうと思います。市長の大声がたまに聞こえることを望んでこの質問を終わります。

3 森林環境譲与税について

次に3、森林環境譲与税についてを質問します。この税は前倒しで譲与されるそうですが、使い道としては、森林整備、啓発事業、学習、里山整備と多岐にわたっています。しかし、私の望む国土調査というのが入っていません。以前から山間部の国調を早くと言ってきましたが、どうなのでしょう。この地域はまだ心配がなさそうですが、水源地を外国企業が買いあさっている。島嶼部の防衛など、国益が失われることに国も動きが遅過ぎると感じています。

森林に関心が薄れ、所有者不明の土地が知らぬ間に木が切られていたなんて話も聞きます。森林整備も大切ですが、しかし、地域の語り部が元気なうちに国調を急ぐべきではないかと考えます。あまり隣の芝生の話はしたくありませんが、大阪府では既に導入をしており、産業建設委員会だったのでしょうか、視察に行ってきました。高槻市においては80%の調査が終わっていると。ぜひこういう方向に向かっていけないかということをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 森林環境譲与税について

それでは、鈴木議員の3つ目の質問、森林環境税に伴う林の国調についての件であります。前にもここで、私も持論があって、森林組合長を長く若いときから務めました。もう既に事遅しと言えるほど山がわからない人ばかりになっています。語り部と先ほど言葉がありました。その語り部が本当に今いなくなっているということ、私も立場上そういうことを実感しながらやってまいりました。

今回の森林環境税については、非常に期待しているところが多い。今、この国会に提出の法律案であります。森林環境税、そして森林環境譲与税に関する法律案に基づいて創設をされると。多分4月からと思っていますが、森林環境税、またこの譲与税は、国土調査法などの制度を促進するような活動内容は、充当先として不適當という考えが国から実は示されているという。これがうーんという思いです。

森林環境税を財源とした境界の明確化、要するに国土調査ですので、当然その明確化。森林整備をする際の施業の範囲、いろいろな事業をやる時にそこにそのエッジというかの部分の境界線を決めていかなければなりませんから、その範囲を確定するために必要な境界を定める作業ということにやはり限られていくと。この境界の明確化作業における成果が一定の要件を満たせば、国土調査法に基づく国土調査用の資料ともなり得るということですが、それほどの質の高い測量を行うということは、費用対効果の面からも現状では大変

難しいと、我々の行政側は判断しているということです。

ただ、この林の国調、平成 20 年ごろに作成をされた 97 年計画、約 100 年もかかるという、そんなこと待ってられるわけがないので、先般の多分議会でも話をした、GPS 機能を使った、もっと簡易的な平場の国調をやるようなことを考えていれば、多分、何世代にわたる先の話になります、そんなことあり得ないわけなので、これらようやく今語られ始めた森林環境の問題をあわせて、やはり今日的な課題として現実的なものも取り入れながらやっていく必要があると私は思います。ただ、今回のやつには最初からはそこがあまり我々が思う期待ほどにはうたわれていないということになりますので、その辺のところちょっと報告をさせていただきたいと思います。

○議 長 12 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 森林環境譲与税について

この環境税の目的がそうであれば、これ以上話がもうできませんけれども、市長の考えとしてどういう動きでこういう国調をやっているか。それをどこかに訴えるところがないと困るわけですが、今、測量も多分、技術的にはよくなっているのだらうと思いますけれども、平地部もまだ市内は遅々として進んでいません。それで山間部ということになると、まだまだそれこそ 100 年ぐらいかかるということであれば、私は存命のうちにはだめだろうと。まして自分の子供がどこへ林があるかなんて知らない。じゃあ、国の政策として、所有者もわからないのに森林整備をやれといってもこれはおかしい話であることは間違いないと思いますけれども、どこの方向でどちらへ向かって訴えていけばいいのかという気がするのですが、市長はどういうお考えだろう。なければいいですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 3 森林環境譲与税について

鈴木議員が言っているとおりなんです。だから、それが悔しくもあるのですね。どうやってやっていくか。当初、森林環境税の問題というのは、我々そういうことでちょっと、いろいろな面を持つということではあるのではないかとあって、ちょっとぬか喜びだったところもあるのかもしれません。ただ、でも出発を始めたというふうに置きかえれば、これから例えばいろいろな、私どもの地区だけではないです。高槻市というのは、かなり都会ですね。知っている方もいるところですが、多分、森林がいっぱいあるのかな——あるんだ。失礼しました。そういう意味では、全国的な問題ですから、やはりいろいろなこうやってやるべきだということが声が上がってくると思いますし、私もやはり大変関心があるので、いろいろな声を上げていく。市長会を通じたり、市長会というのは大きな力を持ちますので、そういったところで話をしていくべきかと思っています。

あとはいろいろな技術革新がある。例えば平場だって、お互いの双方の地権者のわからないところをやはりそこで同意して初めて線を入れられますよね。そういうことも含めて、今やはりできるところをどんどん引いていかないと、それこそこの間、私の地域の森林組合でさえ、もう不在地主がもう何十年も前からいなくなってしまっていてわからないところがいっぱい

いあるのですよ。そういう問題があるので早くやるべきだと思います。担当しているほうでわかる部分があればちょっと答えてもらいますので、よろしくお願いします。ちょっと担当部長に答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 森林環境譲与税について

それでは、国土調査の関係でございますが、先ほど市長が申したとおり、全体の事業計画、97年計画というのがございます。これは平成18年ですので、20年かけて平場を終わらせて、その後、山林のほうに入っていくわけですが、単純計算から言ってもまだもう七、八年ございます。ただ、平場の進み具合によっては前倒しで山林のほうにも入っていけるのかなというふうには考えております。ここら辺は技術革新等もありますので、測量の精度が上がっていけば、前倒しする可能性もございます。やはり地権者があることですので、そこら辺の兼ね合いもございますが、なるべく早めに山林に入っていきたいと思っておりますし、今回の森林環境譲与税のほうに関しましても、売買までいく精度を持った測量はしませんが、当然境界の区分けというのはしなければいけませんので、そこら辺は境界を引きながら森林のほうの整備に進めていくということでございます。ただ、国調までの精度を求めるのは、ちょっとこのほうからはそぐわないというふうに思っております。以上です。

○議 長 12番・鈴木一君。

○鈴木一君 3 森林環境譲与税について

今度すばらしい税ができればいいかなと期待して質問を終わります。

○議 長 以上で鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 勝又貞夫君より資料配付の願いが出ております。これを許可し、配付のとおりといたします。

○議 長 質問順位5番、議席番号7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長、5番ではありませんが。

○議 長 質問順位です。

○勝又貞夫君 失礼、失礼、はい。大分緊張しております。いつも尊敬している先輩議員の後で、大分緊張して自分の番号すら間違えてしまいそうになりました。それはそれとして、今回も大勢の傍聴人の皆様、議場に足を運んでいただきましたこと、大変ありがとうございます。身に余る光栄と思っております。さて、このたびの一般質問が私にとっても平成最後の一般質問になることには変わりはありません。気を引き締めて質問に臨みたいと思っております。

このたびは3つ質問を用意いたしました。最初の質問は、ふるさと納税について市民にわかりやすく、次に行政の経営改善について市民にわかりやすく、最後に予算書や決算書を市民にもわかりやすくということで、3つの質問に共通するのは、市民に対してのわかりやすさという点であります。質問の内容については、実は既に自分でも十分わかっている内容があります。しかしながら、こうして議場で質問し、ラジオで流してもらうことにより、市民とともに情報を共有するというのも、またあっていいのではないかと、そういう意味で質

問内容を選んでみました。市政は市民のためにあり、議会もまた当然市民のためにあるわけで、ゆえに議会は市民にわかりやすいものでなければなりません。

ここに平成 26 年 6 月のある投書があります。「初めて議会を傍聴しましたが、発言内容に片仮名用語が多過ぎます。年配の傍聴者の多くは理解しづらいのではないのでしょうか」という内容であります。これは 40 代後半の教師が傍聴に来て書いた投書であります。しかも、外国語の先生でありました。外来のカタカナ語が多過ぎるとの市民の声であります。例えばガバナンスが十分でないとか、あるいはキャパの問題でとか、向こうとこっちでウィンウィンですからとか、スキームの違いで、コンセンサスが得られて、という類いがあります。わかる人はわかる。わからない人はわからない。

1 月末の委員会で一覧表をいただいて、その一番上の行に何々これこれの「サマリー」と書いてありました。私はその意味がわからなかった。横の先輩に意味を聞きましたら、要約とか概要とかそういう意味だと。さすがですね。我々もそういう経験をするがあります。

1 か月ほど前、市役所の窓口で、ある説明を受けたのですが、これこれの団体とこれこれのシステムと行政側で全体をアライアンスするというお話、説明がありました。「アライアンスというのはこの場合どういう意味ですか」とつい聞き直してしまいました。

30 代、40 代の友人、知人にアライアンスという意味を知っているかいと聞いてみましたら、10 人程度聞きましたかね。私が聞いた人は全てアライアンスの意味を知らなかった。知っている人は知っているのだと思います。こういう類いで市民と行政にかかわるものが話をするときに、日本人が日本人を相手に話をするわけですから、必要以上に外来のカタカナ語を使うべきではないと。議会もまたわかりやすさをモットーとしたいと。モットーというもまた言われそうですね。

1 ふるさと納税について問う

さあ、通告に基づき一般質問に入ることにします。ふるさと納税について、この事業全体が市民によりわかりやすくなることを願って質問します。2 年前の 6 月にふるさと納税の受け付けをスタートしたころは、年間で 5 億円くらいになるかどうかと思われていた事業でしたが、これにかかわった多くの関係者の努力で予想をはるかに超えたものとなりました。ふるさと納税の事業について市長が語るときに、我々もまた喜び、うれしい思いで、その話を聞いたものです。この事業には大きな可能性があるものとして多くの市民が注目しています。私は今後もこの分野がさらに発展することを願う者の一人であります。

さあ、質問です。①、ふるさと納税というこの事業の今後の予測と課題は何か。②、JTB に支払っている事務委託料の引き下げ交渉はできないか。現行ではこの事務委託料は 12% と聞いています。例えば今年度のふるさと納税は受付額が 12 月末で 10 億円を超えたようがあります。このうち 1 億 2,000 万円が JTB に支払う事務委託料となるわけでありました。この委託料を約半分程度、6% 程度に交渉できないものかと、そのように思う次第であります。

3 つ目です。この寄附金の使い道については、施政方針の資料の 16 ページに一覧表として

載ってはいますが、項目が大変大ざっぱで、その内容がよくわからない人も多いのではないかと思います、この点についていかがでしょうか。

壇上では以上といたします。引き続き質問席で再質問をさせていただきます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、勝又議員のご質問に答えてまいります。

1 ふるさと納税について問う

まず、大きな1番目のふるさと納税についてです。今後の予測と課題ですが、ふるさと納税における返礼品制度の取り組みについては、制度の活用による市の魅力の向上、活性化、これらご寄附いただいた方とのつながりの継続に重点をおいて実施しています。昨年11月に総務省から示された、例の返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限るという基準に、これも呼応させていただきまして、沿って取り組んでいるところであります。

今国会に提出をされた地方税法改正案では、ことしの6月以降、総務省の基準を満たす自治体のみを制度の対象として指定をし、指定されなかった自治体に寄附をしても税制控除が受けられないようになるということでもあります。また、改正法案成立後には、基準の具体的な内容を公表して4月から指定申請の受け付けを始めるとの報道がされているところであります。これら新制度の内容に我々としては非常に注視をしていく必要があると思っております。

今後より多くの方に南魚沼市の魅力を知っていただくために、南魚沼市ふるさと納税受付のサイト——サイトは英語でよろしいですか、サイト。これはちょっと訳しにくくて。内容の充実を図るとともに、国の動向を見守りながら事業者の皆さんと連携して、ふるさと納税制度の趣旨、本来の趣旨である地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

2つ目のJTBに支払っている委託料の引き下げ。JTBだけではないのですが、うちは3つのサイトと契約をしておりますね。最大なのがJTBということでご理解ください。このJTBがやっているウェブサイト、ふるさとチョイスの運用については、お話しのとおりJTBに事務委託をしているという状況。

委託の内容というのは、受付サイトによる申し込み以降、それ以降の業務となる返礼品のまずは受付、それから送付の決済——お金の領収ですね、それから税制書類関係または各種問い合わせの対応、この辺も大変だと思います。このほか返礼品の発送の管理、または皆さんが目にするサイトの管理・更新ですね。管理したり、更新をする、こういうこと。それから品質の管理、業者の指導、これにまで及んでいます。

現在は昨年からのふるさと納税の寄附額の非常に著しい伸びが、先ほどお話があったようにありました。当初5億円ぐらいかと言っていたのが、今10億円を超えています。これらについて、大変嬉しいことではありますが、急な伸びがありまして、先ほどの返礼品率の組みかえとかいろいろなことがありました。基準改正への対応などがあったことから全国的にも実

績がある J T B さんに委託を実施し続けているということです。

委託をしている業務内容については、毎年度 J T B と私ども南魚沼市といろいろな検討をするわけですが、返礼品を開始してからようやく今 2 年近くが経過しました。まだ 2 年に満たないですけども、約 2 年たとうとしています。この中では、必要な業務内容というのを我々も当初は非常に無我夢中でやっていたわけですけども、今は大分わかってまいりました。この中から今後は、議員のお話のとおり手数料を下げるとか含めて、委託内容の見直しも含めた交渉、それから市の直営でこれらのことができる部分があるかどうか、こういう可能な業務の検討などを進めていきたいと考えております。ようやく 2 年を経過しつつあるところで、ようやくそういうことであります。

それから、3 番目であります。寄附金の使い道については施政方針の中で申し上げました。議員もそういうふうにお話しいただいた。今年度は合計で 9 の事業、3 億 2,563 万円を活用させていただきたいと考えているところであります。いずれも南魚沼市の大変重要ないろいろな課題に触れるところに当てにさせていただいておまして、もし、ふるさと納税がなければ、なかなか臨機応変に対応できかねたという事業もたくさんあるというふうにご理解をいただきたいと思います。改めて感謝するとともに、またそういうこともですね、こういうことに使わせていただきましたということは、全て公表して、寄附者に対して一番ですね、知らしめていきたいというふうに思っています。

簡単に言うと、ちょっとだけ言いますが、平成 29 年最初の年にいただいた果実を使ってやらせてもらった最大のものは、ほのぼの。イオンの中にできた子育ての駅ほのぼのの事業に 6,444 万円、それから幼児用のマイクロバスが 376 万円、例えば雪の保存で 673 万円、平成 29 年度は 7,500 万円を使わせていただいた。ほかは基金に積んだままになっていました。これを今回、市民病院の基本的な経費への繰出金、本来はそうすべきではないかもしれませんが、市民の健康や医療に係る部分で 9,000 万円、それから例えば小中学校の空調設備事業に約 1 億 5,000 万円。雪の資源活用の事業には 1,890 万円とか、ほかにも当然あります。これらにさまざま、学童保育の問題とかに使わせていただいているということでありまして、これはきちんと報告をさせていただき、寄附者の皆さんにご理解を賜っていただきたいと思っています。以上です。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ふるさと納税について問う

今ほど市長のほうから 11 月にシステムがえとでもいいでしょうか、大きな区切りがあったとの説明がありました。11 月以降については、返礼品が 3 割を超えないようにと。送料が 8 % 前後、J T B に 12%、あとはカード決済に 1 % とかいろいろあるわけですね。そうすると行政が使えるのが 48% 程度かというような話も聞いています。やはり、今、いろいろ市長から説明を受けて、市民も喜び安心したのではないかと思いますけれども、どれくらいを実際に市が使えるか。そして何に使ったか。その辺が市民の最大の関心事であろうと私は思います。今十分な説明をいただきましたので、これについては深くお尋ねはしません。

それで2問目に、事務委託料について12%を、そのパーセンテージを引き下げられないかというお話をしたところ、市長は検討していくというお話でありました。新潟県で一番ふるさと納税を受け付けている例の燕市では、JTBとか楽天とかそういう業者を使わないで自前でやっているという話を聞きました。新潟県ナンバーワンの自治体が自前でやっているということであれば、我々も大いに見習うべきではないかと。

例えば10億円に対して1億2,000万円であれば、年収500万円のスタッフを24人使えるわけですね、そういう計算になります。例えば500万円の年収の人を5人、忙しくなる9月から3月までの半年の間の臨時職員を10人採用したとしても4,000万円にならないわけです。いろいろ考えてみれば、やり方はいろいろあるのではないかと。もう既に2年たっているわけですから、市長が言われるとおりの2年たっているわけですから、ある程度その要領はもうつかみきれているのではないかと。あとは、今後いろいろ南魚沼市として創意工夫を凝らしながら、ぜひやっていただきたいものだ。そんなふうには思いますが、今現在、私が申し上げた燕市の例、全く自前でやっているというよい事例があるわけですが、これについて市長、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について問う

ことしも燕市に追いつこうと思って頑張っている。途中までうちがトップを走っていましたが、下町ロケットの放映以降、ちょっとやはり燕市さんがまた頑張っておられまして、でも結構肉薄した、いい意味のライバルであります。南魚沼も同じくらいの感じなんですね。当然、燕市のやっていらっしゃることを、担当のほうもいろいろ今後のことを考えていると思います。

これはちょっと私が全部答えられないので、担当のほうから答えてもらうことにしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1 ふるさと納税について問う

それでは、まず当市の現状ということで、燕市さんのお話が出ましたので、お話を差し上げたいと思ひます。当市ではホームページで、ふるさと納税の毎月ひと月ごとの申し込み状況をお知らせしているところでございます。ちなみに当市におきまして、2月の部分につきましては、サイトのふるさとチョイスを使っている中では、県内1位という形でございます。こちらのほう大体ふるさとチョイスでは、県内23の行政が加わっているところの一番ということになってございます。うちのほうといたしましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、燕市さんと時期的なものを申せば肉薄しているというのが今の状況でございます。

つひては商品の内容の違いですが、燕市さんにご存じのとおり、食器ですとか金属ですとか、1回ごとにお申し込みになっていただくと、一度商品を発送しておしまいというのがございます。ただ、当市におきましては、例えば何か月分のお米を毎月お送りしますというような形を頒布会ということで申し込みを受け付けてございます。従ひまして、まず一番の商

品を発送する部分について、返礼品の発送、到着確認、精算がいわゆる1年分ということになれば、1倍が12倍に広がるという形の特徴がございます。

燕市さんにおきましては、サイトのほうは使っています。ふるさとチョイスを使っていて、その後の業務をできるところをやっているという状況です。経験も10年近い経験がございますので、大分工夫されているところはございますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、10月から1月の税金の関係の申告書を発送する段階におきましては、問い合わせ電話、商品がいつ来るから始まって、書類を発送するというところで、企画系の課の職員全ての電話が鳴りやまないというような形を聞いてございます。職員的には専門の職員を4名ほど配置を増やしてやっているそうでございますが、とても業務に、担当課全体の業務が滞るといような状況を聞いてございます。

つきましては、私どもはまずは2年しかたってございませぬ。範囲的にもやっと10億円というのが見えてまいりました。つきましては、そのような情報をお聞きしておりましたので、中身を今後、毎年どのようなところで、そこら辺は回避できるのかという意味を含めまして、検討を続けてまいりたいというのが今の状況でございます。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ふるさと納税について問う

今の答弁でおおむねわかりました。③の質問について再質問させていただきます。これからは返礼品だけでは寄附金を集めることが難しくなる可能性もあるかなと、そんなふうに思います。実は3月1日のテレビで、埼玉県のある自治体でふるさと納税の使い道ですね。使い道について目に見える、わかりやすい、映像も使ったんだと思いますが、ここに使うというような、そういう全く具体的な使い道を示したところ、ふるさと納税が倍増したというお話がテレビで流れていました。皆さんの中にもごらんになった人がいるのではないかなと思います。返礼品だけの工夫云々ではなくて使い道についても、我々がもらう資料には大ざっぱな使い道7種類に分けてありますけれども、より具体的に、この場所のこれに使うんだというような、そういう具体性といいましょうか、見える化させて、誰が見てもあそこに使うんだなと思えるような、そういう使い道を示すのも今後一つ大事な事かなと、私はそんなふうに思ったのですが、これについて、感想があったらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について問う

まさにそういうふうな向きになっていっていることは十分我々もわかっております。できればそういう形のをいっぱい取り入れていきたいなと思っています。例えば12ある地域コミュニティがあります。全部はちょっといきなり難しいと思いますが、できることからやってほしいという話をしているのは、例えば私たちの地域の12の村があるわけですね、旧村。ここに地域コミュニティがあります。例えばそういうところがぜひちょっと表に出たいただいて、いろいろな自分たちの地域の商品をつくってもらう。それは例えば学校の問題のここに使わせてもらうとか、文化財のここの修復のために目標を持って集めたいと、そ

うことが言われていることになっていくのだろうと思いますね。

まさに逆に言えば、南魚沼市というと、出す側からはちょっとぼんやりします。本当は南魚沼市のどことつながりがある。あの顔の見える人、例えば自分の父、母とか、自分の生まれたところとか、そういうところをもっとコアなつながりだと思うのですね。なので、南魚沼市全体で今、ふるさと納税をやっていますが、その中の一部に地域の指定をしていくようなことも含めて、その地域のためになるということも含めてやっていくことというのが、何となく感想があったらということでありますので、そういう方向性を、これ前から言っていますが、なかなか前に出ませんが、今一部ちょっと始めてくれるところが出てきました。まだちょっと具体的には言えませんが、当地の象徴的なものを造作してつくって、それを並べようかという協力者が出てきましたので、そういう地区が一つ牽引役というか、前をリードする形で走ってもらおうと、いろいろな地域の皆さんがやり方として学んでいけるのではないかなというふうに思っています。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 ふるさと納税について問う

それで、この質問についてもうそろそろ終わりにしようと思いますが、最初の年に、市役所本庁舎に入ったところに大きな看板を出しましたよね。あれを2年目はやらなかったわけですけども、市民が見て、市民目線で、ああ、今これくらいの状態なんだと。もうそれこそリアルタイムで——まあ、まあ、そのときそのときの状態がわかるレベルといいましょうか。市民に状態がわかるようにしてやるのもまた一つだろうと。どれくらい集まっているかわからないと。2年目になってどうしてしないんだろうと、私はそう思ったのですが、また新年度に向けてそれを検討していただければいいのかなとそんなふうに思いますが、この看板について市がどのように今後お考えなのか、お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ふるさと納税について問う

多分、運営している担当のほうにはいろいろな言い分があるのだと思いますが、確かになかったですね。いろいろまた検討させてもらいたいと思います。検討材料にしますが、もっとホームページ上のふるさと納税というところを選ぶと、かなり前よりも細かくその時々のお礼と、そしてさらに協力していただきたいと思いますということが、私が常に動画に出て今やっているのを見ておられますかどうかということなのですが。去年よりもそういうことに力を入れてやっていたりとか、外向けのほうにちょっと力が回っているのかなという印象ですね。

ただ、市民の皆さんにわかっていただくことも必要だと思うので、それはちょっといろいろなやり方をまた考えてみたいと思います……（何事か叫ぶ者あり）なぜそうなっているかという状況を答えさせます。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 1 ふるさと納税について問う

今ほどの質問で、今対応している状況をご説明申し上げます。昨年度はまだどのぐらいいか、その動きすらもわからなかったというところでございまして、ホールに確かに今どの程度ですということ掲げさせていただきました。そのときのお話になるのですが、やはりふるさと納税が急増するのが年末に集中いたしまして、1週間、10日というサイクルである程度の金額が集まっていくという状況でございました。ここをある程度改善いたしまして、もっと細かに出していきたいという考え方もございますし、今年度新たな考え方ということで、毎月1回、市長のビデオメッセージと一緒に今ほど申し上げましたようにお礼と、こういうところで撮影をした状況です、こういう風景ですということで南魚沼市を知っていただくという状況のご報告と、そのとき現在の寄附の申込額を市のホームページにおいて公表をさせていただきます。

当然ビデオを載せるということは、よくあるちょっと片仮名になりますが、ユーチューブだとか、画像ソフトのほうを検索いたしますと、南魚沼市ふるさと納税何月分というふうに見ていただければ、そこの画像にもヒットいたします。そのような形で私どもとしては、情報を外向けにことはやらせていただいたということでございます。今ご指摘にありましたような市民向けということにつきましても、今後また3年目を迎えますので検討を続けていきたいと思っております。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

時間の関係もありますので、大項目の2問目に移ります。行政の経営改善について、①として、経営改善を目的に、ゆきぐに大和病院に導入されたアメーバ経営とは何かお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政の経営改善について問う

それでは、2つ目のご質問です。アメーバ経営のことですが、ゆきぐに大和病院が取り組んでおりますアメーバ経営というのが、会社の京セラさんの稲盛名誉会長さんが提唱する経営改善の手法というふうに伺っています。組織をアメーバのようにできるだけ細かく分割して、そのアメーバ単位で時間当たりの採算、こういったことを向上させる計画を立て、それを実行していくというものと聞いています。また英語で申しわけありませんが、PDCAサイクル——すぐ使いたがりますね、こういう言葉をです——を毎月1回回転させ、収益の向上、経費の削減、時間の短縮を目指しますというものです。収入とそれを得るための費用、また時間との関連性が高い事業において効果を発揮するものと考えております。これを導入させていただいている状況です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

答弁いただきました。京セラの稲盛会長が直々に書いた本でありましょう、アメーバ経営という本が2種類出ています。3種類あるのか、何種類あるのかは知りませんが、私はその

うちの2種類を買って自分で持っているのですけれども、読んでみれば、一言で言うなら時間経済と。1時間当たりに対してどれだけの成果を上げたかということなのだろうと思います。これについては、病院のみならず行政の全組織に適応することも可能ではあろうと、私はそんなふうに思うのですが。

②のアメーバ経営による具体的成果と問題点は何かということでお尋ねします。具体的成果とされるものが、必ずしもアメーバ経営によるものかどうかはわかりませんが、大きな成果が上がっているように聞いていますので、その点についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政の経営改善について問う

具体的な成果、また問題点、まずは成果のほうから申し上げると、平成28年から大和病院はアメーバ経営というのを導入して取り組んできた。今年度、この平成30年度は、診療報酬の改定というのがあって、対応するために1年延長したということは聞いています。今年度の成果については決算後に明らかになってきますけれども、当初の2年間の取り組みとしては、収入を約6,400万円向上させて、費用を900万円削減することができたというふうに聞いています。一方で、2年間で1,800万円のコンサル料、委託料がかかっているのです。なので、これを差し引きすると成果については5,500万円の成果があったと言えるかと思えます。

問題点を次に述べます。問題点としては、コンサルタント会社は収益の向上、また経費の削減、時間の短縮など経営改善のヒントを出してくれるというものです。なので、それを検討して実際に行動を起こしていくのは医療現場で働いている一人一人、当然ですけれども、そういうことです。魚沼基幹病院が今後どのように稼働していくかとか、また周辺の医療機関の役割が変わってくるという状況の中で、医師、看護師不足が大変今深刻な医療現場の中で、これらを実行していくということは、ちょっと見直したいという方向なのかなというふうに伺っております。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

今ほどの説明で、収入と費用合わせて7,300万円という大変大きな成果が上がったと説明がありました。費用は1,800万円ということですが……（何事か言う者あり）差し引いての話じゃないですか。差し引いてそういうことですよね。普通に考えるならば、大きな成果だと私は思うわけです。聞くところによると、市民病院にまたこれを導入しようという話も以前あったように聞いていますが、私の思い違いでしょうか、今回は市民病院については見送ったというお話のようであります。この辺の事情についてお尋ねしたいと思えます。

○議 長 失礼、勝又議員。（3）という流れでよろしいでしょうか、ではなくて……（「3ばいよね」と叫ぶ者あり）3にかかわっているような気がしているのですけれども、そうではないですか。2の中の……（「いや、そこまでいなくて、2の中の範囲でお願いした

いと思います」と叫ぶ者あり) 2の中の範囲、はい。

市長。

○市長 2 行政の経営改善について問う

本来このやりとりは、できれば病院の管理者がやるべきだと私は思いながら今、話をしているわけです。なかなかでもお忙しい立場でいらっしゃるのでもらっていませんが、病院の事務部長がいますので、市民病院に係る部分については、なぜそれを大和病院と一緒にできなかったかについて、聞いてもいるのですが正確なところを含めて答えさせますのでよろしくお願いします。

○議長 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 2 行政の経営改善について問う

先ほど市長の答弁でも触れていましたが、一人一人の職員にかかる負担というのが非常に大きい部分があります。先日、職員の定数の増ということで可決していただきましたが、それでもわかるように看護師不足の中で、現場、患者さんへの対応でもう手一杯というところが実際にあります。

ただ、それで何もしないというわけでもないのですが、院内では各部門において毎月、病院運営連絡会議というのが月末にございます。そこには管理者、院長、長とつくものは全て集まるのですけれども、昨年の4月から、そこで各部門から経営の改善ということで発表報告をしていただいています。そういったことで自分たちでやることをやろうということで、コンサルを入れてのものは少し先延ばしというような考えであります。以上です。

○議長 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

経営コンサルについては先延ばしというお話がございました。それで私も思うのですが、アメーバ経営について2年やってきたと。3年目もまた継続して行うという話を聞いています。そうすると、新年度も含めて3年もあれば、その基本的なノウハウは吸収できるのではないかと私は思うわけです。事細かに必ずしもそのやり方でなくても基本的な考え方を吸収してしまえば、いつまでも京セラのアメーバ経営を頼らなくても自前でやるのではないかと、私はそんなふうに思うのですが、その辺の考え方がどのようなものであるかお尋ねします。

○議長 長 市長。

○市長 2 行政の経営改善について問う

ちょっと質問の最初の通告のほうは、全庁的な取り組みに広げていく、そういうことを書いていらっしゃるわけなので、その答弁は用意してきましたが、今のご質問内容はちょっと病院にかかわることですね。ゆきぐに大和病院では、コンサルトの例えば先に委託を終了したと思うのですね。やはりアメーバ経営のノウハウを生かしながら、経営改善に取り組んでいくという予定だというふうには明言していますので、なるだろう。それが横に派生しているかどうかということも含めてだと思いますが、これにつきましてもまた同様に、病院の事

務部長のほうからちょっと答えてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 2 行政の経営改善について問う

1点は、先ほど申し上げた各部門ごとの経営改善についてですけれども、もう一つが昨年の12月に、これも毎月1回ある、院長補佐会議というものがございまして、病院の経営上の最高意思決定機関である組織ですが、そのときに事務方のほうで、各科目ごとの収支の状況を数字で数か月かけてまとめました。若干は大和でやっている内容を教えていただきながらという、全てそれではないのですけれども、自前で収入の支出の部、内科から始まりまして歯科まで全て、どういった出入りがあるのか、もうかっているのか、もうかっていないのかというものを出示して、今後はこれをベースに各科、入院も含めてどういうふうにプラスに転じられるのかというので、それぞれ考えていこうというようなベースづくりはしているところです。議員がおっしゃるような、コンサルに任せなくても、という部分は、一部スタートしているというようなことであります。以上です。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

では、③に移ります。今後の取り組み予定はどうかというところでもあります。費用削減に向けて全庁的な取り組みは可能であろうか否か。この点についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政の経営改善について問う

全庁的な取り組みが可能かという、どういうふうに思うということではありますが、勝又議員は以前にもこの点、多分2回ほど質問されていまして、そのときも答えておりますが、アメーバ経営というのが1つの団体を小さな組織に細分化していく。そして、職員全体が参加する中で収入を最大に伸ばしていく。支出を最小限に抑えることで経営改善を図るというもの。この手法は企業においては効果的かと思いますが、なかなか売上げが計上できないという業務が多い我々のような企業会計以外の——そういう部分のところもありますが、そうではない行政というものではなかなか効果が期待しにくいところも、率直なところがあります。

ただ、精神上というか、こういうふうに頑張らなきゃならないという気持ちはよくわかるので、それらも含めたことは大和病院の実績等も聞かせてもらってもおりますので、それらを含めて生かせるところは生かしていくということで、我々はやっていきたいというふうに思っています。なかなかちょっと行政とは合いにくいのかなという思いがします。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 行政の経営改善について問う

今、市長の答弁で言われるとおりであります。収益と費用、両方発生する中で比較しながらマイナスにならないように、プラスになるようにと、利益が上がるようにという、そういう工夫、改善をするのがアメーバ経営であります。しかしながら、私が思うのは収益を増や

す側の努力と、それとともに費用を減らす側の努力もあるわけです。収益というものの部分を考えずに費用を減らすにはどうすればよいかと。その手法は十分使えるものと私は思います。

例えばざっとこう見て市民バスなら市民バス、その部分だけをやるとか、城内診療所をやるとか、あるいは水道事業、下水道事業とか、あるいは給食センターとか保育園とか、いろいろ考えればかなりあると思います。可能なところから一つ一つ導入していくということによって、何らかの成果があるのだらうと。2年間アメーバ経営を学んできて3年目に入ろうとしている。何らかの自分らの行政の仕組みの中に十分取り入れることができるような手法を吸収するべきだと、私はそのように思いますが、簡単に答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行政の経営改善について問う

そのとおりだと思っています。だから、そういうことを大事にしながらやっていきたい。先ほど挙げられたいろいろな部分については、それぞれのところではかなり努力もしてやっているということはあるのですが、さらにそれをもっと頑張ろうということで、議員のお話しされるところも非常によく理解をしながら頑張りたいと思っています。

○議 長 7 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 予算書・決算書の書式の改善について問う

大項目の3つ目の質問に移ります。予算書・決算書の書式の改善について。当市の予算・決算書の書式は、周辺自治体のものと違います。当市の書式がわかりづらいとの声があります。行政は市民にわかりやすいことが基本であると思いますが、改善の予定はないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 予算書・決算書の書式の改善について問う

それでは、勝又議員の3つ目の予算書・決算書の書式の改善についてです。予算書・決算書につきましては、いずれも地方自治法施行規則の中において、基準となる様式というのが定められています。自治体による裁量の範囲という——それをどういうふうにいじるか、いじるかなんて言葉は悪いですね、やるかというのは、具体的にはページ右側の説明欄、備考欄のみでありまして、極めて限定された部分しか実はないのであります。ほかのところと比べられてわかりづらいという話をしていますが、基本的にこれが原則であります。説明欄などには算出の基準、内訳など、参考となる事項を記載することができるというふうになっているほかは、特段の決まりがまた逆にはない。この欄の表記が自治体による違いとなりまして、いわゆる見え方、わかりやすさの点に関係する部分かと思えます。

南魚沼市におきましては、説明欄で——これは例えばラジオ聞いている方は全くわからないでしょうねという思いがしながらしゃべっているのですけれども、できれば見に来ていただければ、説明したいとも思っていますが、説明欄で事業別に丸印を付して金額と項目をまとめるということや、できるだけ具体的な名称にする、そういう工夫を行ってもおります。

一方で、ほかの自治体の一例としては、歳入で国県補助金の算出根拠を表示するということや、歳出でそれぞれの項目に節の番号を付す——見ながらでないといけないですね、予算書とか決算書ですね。節の番号を付すといったものが見受けられます。現在の表記などは、旧六日町それから旧大和町の合併時の協議により調整をされたというふうに伺ってきました。他の自治体のよい事例があれば、システム改修費用なども含めてでありますけれども、検討はしてまいりたいと考えているところであります。いろいろご提言をいただければと思います。

○議 長 7番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 予算書・決算書の書式の改善について問う

今、市長より前向きな答弁をいただきました。私が配付といいましょうか、皆さんにお届けした資料を見れば一目瞭然なのですが、十日町市、魚沼市のある部分のコピーをつけて皆さんにお届けしました。十日町市の情報館を訪れて決算書をめくったり、予算書をめくったりしていたときにこれに気がついたわけですが、素人でもよくわかる。それで、平成27年にこの提案を議場でした記憶がありますけれども、どのようにご検討いただいたのかわかりませんが、今後できればみんながわかるような形の書式にしていただければありがたいとそんなふうに思います。

よその自治体の市役所OBの方にこれを実際見せてみたのです。そうしたら、南魚沼市のこの書式では議員の皆さんもわからないのではないですかと。節の項目の合計金額と説明の明細欄の関係が、これは議員の皆さんもわからないでしょうと言われたわけです。そう言われれば全くそのとおりのことでもあります。これは市役所の職員の皆様方がわかるかどうかですけれども、わかる人はわかるのだと思いますけれども、わからない人も大分多いのではないかなとそんなふうに思います。できれば具体的に検討していただいて、いいことは周辺に倣うと、見習うという形にしていただければ、またそれもよろしいかなと、そんなことを申し上げて私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開を2時50分といたします。

[午後2時36分]

○議 長 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

[午後2時50分]

○議 長 質問順位6番、議席番号2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 傍聴の皆さん、お忙しいところ大変ご苦労さまです。新人議員の梅沢道男でございます。本日は大項目3点につきまして、議長から発言を許されましたので質問をさせていただきますというふうに思います。

1 首相の「自衛隊員募集への協力を自治体が拒否」発言は地方への圧力と思うが、市長の認識を伺う

まず、大項目の1点目でございます。首相の自衛隊募集への協力発言問題でございます。

2月17日の地元紙に「自衛官募集6割協力拒否、首相発言、自治体反発と疑問」という見出しで自民党大会での安倍首相の発言を6割以上の自治体が自衛官募集への協力を拒否しているとして、この状況の改善のためには憲法9条への自衛隊明記が必要と主張しているとの内容が報じられました。また、この首相発言を受けて、自民党は全ての所属国会議員に対し、2月14日付で地元市町村に対して自衛官募集関連名簿の提出を求めるよう通達を出したとの報道もございました。南魚沼市では、名簿の閲覧は今現在ももちろん認めているわけですが、安倍首相の発言からすると南魚沼市も協力拒否の自治体ということになります。地元の自民党国会議員から通達に基づく働きかけがあることも考えられます。このような論法で憲法9条の改正を主張することは、自治体の対応に問題があるからだと言っているに等しく、地方自治体への圧力とも受け取られかねませんが、このことに対する市長のご認識を伺います。

また、憲法9条に自衛隊を明記することが、自衛官募集に対する当市の協力体制に影響を与えることになるのかどうか、これについてもお伺いをいたします。

壇上での質問は以上とさせていただきます。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 首相の「自衛隊員募集への協力を自治体が拒否」発言は地方への圧力と思うが、市長の認識を伺う

まず1つ目の首相の自衛隊員募集への協力を自治体が拒否の発言、これは地方への圧力と思うが、市長の見解、認識ということであります。ご質問では、「所属国会議員に対して地元自治体に関連名簿の提出を促すよう通達を出した」というふうにあります。通達というのですね、行政法的には言葉は重いと思いますが、通達でも何でもないと思います。お願いの文書であります。2月14日であります。自民党の政務調査会からいただいているものであります。そう言い切れる、通達というふうに言い切れるような内容だったかどうかというのは、私は不確かなようであると思います。

新聞報道によれば、確かに自民党の所属の国会議員に対して、自衛官募集に対する地方公共団体の協力に関するお願いというふうな文書で、その内容は「党所属国会議員に対して、選挙区内の自治体の状況をご確認いただくなど、法令に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集事務の適切な執行に向け、協力くださいますようお願い申し上げます」ということでもあります。この状況から見ると、議員のご質問にある「地元自治体に関連名簿の提出を促す通達」とはやはり捉え方が異なるのではないかと感じています。現時点では地方への圧力という認識は私としては持っておりませんので、よろしく申し上げます。

憲法9条へ自衛隊が明記された場合には、とのご質問であります。現状の自衛官募集に対する事務は、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき行っているということから、仮にこの9条が改正されるとして、また、憲法9条がどのような内容になる

かは全くまだ不明でありますし、改正による当市の協力体制には、全く影響がないものではないかと思っているところであります。以上であります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 首相の「自衛隊員募集への協力を自治体が拒否」発言は地方への圧力と思うが、市長の認識を伺う

通達という部分につきましては、2月17日付の地元紙のほうにも「求める通達を出した」という報道がございまして、私はこの報道以外はちょっと自民党員でもございませぬので、具体的な内容は存じていないわけですが。地元紙の報道でこういう表現を使うということは、今、市長がおっしゃったことに恐らくは間違いはないのでしょうけれども、ただ、マスコミ、報道機関としてはそういう受け取りをした。そういう報道を事実しているわけですから、そういう疑問といいますか、強い部分がやはり感じられたのだらうというふうに思っています。

安倍首相自体が、これまでも自衛隊を明記しても任務や権限には変更は全く生じないという論法といいますか、でこれまで来たわけですが、ここにきて6割以上が自衛隊員募集への協力を自治体が拒否している、という悲しい実態があるということまで党大会で述べている。これは、今までの憲法改正の議論からかなり変わった新たな論理を展開してきたということだと思います。これは首相の憲法観なり、自民党の中の議論ですから、これを私がどうこう言うということではないのですが、一番心配しているのは、市長は今、お願い文書ということですが、地元紙の報道では、そういう通達を全議員に出したという部分がございます。これを見てやはり今後、恐らくまだ市長のほうに具体的な働きかけ等はないのでしょうかけれども、今後そういった部分が予想されなくはないのかということ、大変この報道を見て実は危惧をいたしました。

この中で例えば石破茂議員は、自衛隊が違憲なので協力しないと言っている自治体を私は知らないというようなコメントも載っていましたが、そういう意味ではそれぞれかなり——例えば上越市なんかのコメントも新聞には載っていました。それぞれが例えば6割が拒否という発言は事実ではないというようなことでコメントをしています。今の現状で言いますと、紙電子媒体での名簿提供が36%ということで、恐らくこれをもってそのほかの6割の自治体が拒否をしているという首相発言の根拠になったのでしょうかけれども、実際に協力拒否というのは日本中で5つの自治体のみということで、あとは住基台帳の閲覧、これにも2段階ほどございますけれども、やっているということです。

ただ、今、市長のほうから、南魚沼市については、例えば憲法への明記等いろいろあっても、自衛隊法に基づく今の協力ということで全く影響がないというような発言もいただきましたので、ここは安心をしているところです。そういう意味で今後どのような動きがあるか、また注視もしていきたいと思いますが、そういう意味では市民の個人情報、プライバシー等の関連もございまして、今おっしゃいました市長のそういった対応、これを今後ともきちんと堅持をした中でお対応いただければというふうに思います。大項目の1番についてはこのことを一応確認させていただきまして、次の大項目の2に移りたいというふうに思い

ます。

2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

大項目の2でございます。新潟県の原子力災害広域避難計画に対する評価と認識についてということでお伺いをいたします。再生可能エネルギー導入の流れが世界的に勢いを増している中、東芝が海外の原発事業から撤退し、日立製作所はイギリスの原発計画を凍結、三菱重工業もトルコの原発新設を断念する方向となるなど、政府が成長戦略の柱に据えていた原発輸出案件はその全てが暗礁に乗り上げることになりました。また、日本原子力研究開発機構は、原子力関連の79施設の廃止費用を1兆9,000億円とし、加えて国内19社、73施設の商業用原子力の廃止費用についても12兆8,000億円と見積もり、その廃止費用は長期の国民負担になるとの報道も先般あったところでございます。

また、低レベルの固体放射性廃棄物は、福島原発第一原発の4基分を除外してもそのほかだけでも52万1,000トンという膨大な量があります。そしてその処分場は全くいまだ決まっていないという状況でございます。

柏崎刈羽原発の廃炉費用についても、これだけで4,907億円という報道もございます。さらに1月26日付の地元紙の報道には、「原発競争力失った、民間団体が報告書、脱炭素化でも拡大困難」という見出しで、自然エネルギー財団の報告書の内容が報じられ、「世界の主要な国の大半で新規の原発は陸上風力、太陽光などと比べて競争力で劣る。原発は安くてコスト競争力のある技術ではなくなった」と報じています。このようにいろいろな電気を取り巻く状況があるわけですが、このような中で市長は平成29年12月定例会で私の一般質問に対し、私は反原発ではないというふうにお答えをさせていただきましたが、今現在こういった原発を取り巻く状況いろいろと変わってくる中で、今現在のお考えとその根拠についてお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

それでは梅沢議員の2つ目のご質問。このテーマは何度もやっていただいておりますが、まずは平成29年の12月定例会での、私の一般質問での反原発ではないというふうにご答弁したこの考えの根拠についてということでございます。反原発ではないという言葉を取りあえず使っています。ただ、議事録をまた今回もよく見ましたが、全然否定はしていないのですが、前後を読み取っていただくとわかるかというふうに思っているわけでありまして。反原発ではないという部分だけを取り上げると、さもそういう考え方のところだけがクローズアップされたような感じになりますが、そうではちょっとない。まずこの大前提として、私はその答弁の中でも答えています、例えば電気エネルギーの安定供給の問題について触れています。これは国全体の経済活動、また国民生活に係る大きな課題であって、これを抜きにして原発は語れないと。多分、そのような旨の発言をしております。

現在の発電の手法、これら期待される発電の手法も含め、これから期待される発電の手法も含めて全体で考えなくてはならないということであると思っております。原発にかわる手法、

あるいは経済活動、国民の生活スタイルそのものも変えていくというような議論を、その部分を触れずに飛ばして原子力発電のみを切り離して議論を行うということに疑問を感じているため、私はあのときの席上といたしますか、この上から反原発ではないということを申し上げたというふうに考えております。今もその考えに変わりはありません。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

その関連も含めて、市長は再稼働、県の3つの検証が終わるまで再稼働は認めることができないという部分も先般お認めになりました。そして、ただ再稼働の阻止といたしますか、今現在、県の結論が出るまでは、やはり再稼働阻止に向けてということでも地元市町村等ある中で、率先して動くつもりはないということも答弁なさいました。

ということは、ご自分では県の結果が出るまで、とにかく動かないといたしますか、恐らくそちらに任せるとのことだろうと思うのですが、今現在、例えば先ほど出ました自然エネルギー財団の報告等も含めて、趨勢はもう原発が主要電力になり得ないという状況がございます。そしてなおかつ廃棄物の最終処分場もない中で、まず市民の安全・財産これを守るといふ部分で、今の原発で原子力サイクルが破綻をしている状況の中で、原発政策と再稼働に向けて進むことはあまりに危険だろうというふうに私は思うわけですが、その再稼働の部分について、市長のお考えがあったらちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

前回と同じ答弁になりますので、あまりここで長くもう話すことはないと思っているのですが、今ほど言われた新しい趨勢のお話を拝聴していますけれども、果たしてそうばかりかなという思いもあつたりします。本当にそうになっていただいで、自然エネルギーで全部やっていけるのだったらそれは最高にいいということは、誰に聞いたってそう思うと思いますが、なかなかそうでもない今の現状が、やはり火力発電に頼りつつ、やっている、動かしているというのが本当ではないでしょうか。その中で国益がどんどん失われているという姿も本当ではないでしょうか。だから、簡単にこの議論をしようと思ってもそう簡単な問題ではない。私の知見だけでは考えしれない、はるかに高い次元の話だと、私は正直言って首長でありますので、情けない言い方ですが、そういう部分については本当に素直にそう思います。

ただ、首長として、市民の安全・安心を守るといふことは当たり前のことでありますので、前回、議員は先ほどの話の中では触れませんでしたけれども、現実の問題として例えば避難とかさまざまなことについて我々は心を配っていく。稼働の問題がどうかといふことは、少しこの場の議論としては、私はですよ、ふさわしくないなというふうに思っています。

答弁になっているかどうかわかりませんが、現実的な問題に対応して市民の安心・安全を守っていくということに、私はそこに重きを置きたいというふうに考えているところであり

ます。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

今ほど市長から、大きな国益を損なっているという部分と、なかなかこの場の議論にはふさわしくないんじゃないかという部分、それから、市民の安全・安心を守る、これはもちろん第一であり、避難関連等も含めて配慮していくという意見を伺いました。その部分を認識させていただいた中で、小項目の2番のほうに質問を移りたいと思います。

1月25日付の地元紙に、これも見出しですが、「影響、安全性説明を、柏崎原発避難計画案」という見出しで、新潟県原子力災害広域避難計画の概要が報じられました。その中で原発事故が発生したときのスクリーニング候補地として、8市18か所が公表されましたが、南魚沼市においては八色の森公園がスクリーニング候補地となっています。報道の当日はくしくもこの冬一番の寒波が訪れていたときで、私も八色の森公園に行ってみましたけれども、八色の森公園は消雪パイプによって駐車場と通路の一部はかろうじて雪が消えていましたけれども、そのほかは一面の雪野原という、もちろんそういう状況でありました。とても実効性のある避難は困難との印象を強く私は持ったわけですが、この新潟県の広域避難計画に対する市長の評価と認識について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

お答えします。まず2つ目のところであり、広域避難計画に対する私の評価、認識であります。このたび公表された新潟県の原子力災害広域避難計画案については、県が計画策定に着手したという部分では評価ができるかと思いますが、計画そのものについてはまだ案という段階であって、評価できる段階にはなかなかないのではないかと考えています。その理由として、この計画案自体が既に策定をされていた原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針を見直したものであるため、計画案策定の段階で市町村を交えた検討や協議はほぼ行われていないということ。また、公表が決まった後に協議を開始し、現在も協議中であるということにあるかと思えます。

花角知事が記者会見で、計画はまだ案であって、今後、市町村との協議や避難計画を通じて課題を洗い出し、実効性のあるものとしていくというふうに語っているとおり、県も未完成な計画だと認めているということだと私は思います。評価としてはそういうことになるかと思えます。

8種類のマニュアルの1つが公表されたのですね。今ほど議員がお話をされたスクリーニング・簡易除染マニュアルというのがありまして、この中のスクリーニングポイント候補地として浦佐の八色の森公園が指定をされているという状況です。これは計画案には記載されていません。スクリーニングポイント候補地については、避難者が避難先に避難する際に通行する避難経路上に設ける。当然だと思えますが、そういうこと。また、今回公表になった18地点については、県の管理施設、または施設管理者から同意が得られた施設・場所を指定

してまして、今後も候補地を増やしていくということであるというふうに伺っています。

このスクリーニングのポイントの設置運営というのは、当然ですが県が行うということになっておりますが、我々自治体との連携とか、今ほどお話があった冬期間、まことにちょっと絵に描いた餅っぽいところがあるわけですね。例えば除雪の実施など問題点が十分に検討されていない部分というのが、これは大変多くあるということで、県内の市町村からも多数の意見が出ているというふうに思っています。今後も引き続き県内市町村と連携をさせていただきながら——我々と同じ立場にある方はたくさんいるわけですね。県に対して意見を伝えていきたいと考えておりますので、評価と課題については以上のまとめになるかと思います。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

市長が今、話をされたように、まだ案であるという段階です。1つ問題は、原発が既にできて稼働して、これだけの年数がたって、まだようやく案が出ただけで、全く今までも計画がない。そして最終処分場もない。正直言いまして、自治体の感覚で言いますと、ほかの一般廃棄物、産業廃棄物どれをとっても最終処分場がなくて許可が出る廃棄物の収集、運搬というのはないわけでありまして、原発だけは何十年たとうが最終処分場がなくて、いざというときの避難計画も全くない。そういう中で今まで進められて、なおかつ柏崎刈羽についても、世界一の規模を持ちながらその再稼働がいまだに検討されているという現状でございます。

今の県の広域避難計画並びにスクリーニングの関係でございますけれども、いずれにしろ原発があそこにあってという今の状況が変わらない限り、この計画は正式決定、正式計画にせざるを得ない、すべき内容であるということだろうと思えます。ただ、問題は、心配している1つは、2月4日のこれも地元紙ですけれども、社説の中で「県は机上訓練を実施して、その後市町村に意見照会をして3月末の正式策定を見込む」というふうに、これは社説でございますが記載されておりました。事実上の避難計画であった指針を具体化して避難計画にすると。

ただ、放射性物質が放出されている状況下で、誰がどのように作業に当たるのか。例えば医療機関などからの避難者を移動するバスや運転手の確保はどうするのか。全くめどがないということで、社説のほうで報道がございました。

例えばこれはどういうことがあろうか、避難計画というのは策定をしなければいけない。そして、これは当然に地元自治体、県だけで策定をして、そして実行をして、市町村が全くかわらないなんていう避難計画はあり得ないわけですから、これには市も当然かわっていくということになります。

そうすると、今ほど市長がおっしゃったように、避難時のそういう意味では30キロ圏に近い地域に設定をするということで今、八色の森公園ということですが、ここで例えば冬期間も含めてスクリーニングと除染をやるということになれば、あの地域にスクリーニング施設、

除染施設、それも冬季でも可能な施設が今後できていく可能性があるということです。どうということかと言えば、あそこが今、本日も10番議員の答弁の中で、市長はあの地域、例えば医療インバウンドも含めて地域全体の開発、それらも見据えた中で当然やっていくのだというご発言が答弁でございましたけれども、そこの地域に除染施設、それが今度できるわけですよ。今のようなままでは雪が降ったとき除雪も何もできないわけですから、当然誰が考えてもあの憩いの森、憩いの広場がそういった施設に生まれ変わらざるを得ない、そういうことが予想されるわけです。

そういう意味では、まだ県の計画であり、全くその話も受けていないということですが、例えばCCRC、それからメディカルタウン構想、それらも含めて、あの地域が拠点になるというのは、もう南魚沼市のそういう意味では計画で認知をされているといたしますか、そういう地域になるわけです。

それともう一つは、今大変な課題の一つとしてごみ処理場の問題が出ているわけですが、今、そのごみ処理場の中でもいわゆる報道が先で、説明のない中で報道で知ったというような問題もあろうかと思えますし、もう一つはあそこにあることによって風評被害が大きな問題になっているという報告も受けています。八色の森公園に除染施設ができる。それも冬季でも水で洗い流せるような施設ができる。それを想定したときに、市長は大きな国益ですとか、全体のバランスと言いましたけれども、南魚沼市にとってどういう影響があるのか。市民がどういう心配をするのか、その辺は当然お考えだと思います。

そして、そこでなったときに、あの地域の開発や憩いの森がどういうふうにさま変わりしていくのか、それらも含めて今のような国益云々そういったことで、市長としてこの地の発展を考えたときに済む問題なのかどうか。その辺についても1点お聞かせをいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

できるかどうか、私はまだ伺っていませんし、できるんですか。聞いてはいけませんね。まだ全くそういうこと聞いていませんので、ちょっとそこまでのところに私は考えが及んでいません。できたらいろいろ大変になることはわかります。では、避難経路に避難先として指定される我々の、じゃあどこにつくったらいいんでしょうかということも含めて、みんな自分の言葉——英語で言葉があった、何だったかあるのですけれども……、自分のやはり近くにくるのは嫌なんです、誰も。それはあるのですけれども、もしでもそういうことがあった場合にどこにするのかという、なかなか議論は尽くせないでしょう。ここでそんなことを熱く語られても、ちょっと答えようがないですね。大変失礼ですけれども。この問題、そんな簡単な問題じゃないでしょう。答弁になっていませんが、済みません、許してください。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

この問題は、例えば風評被害とかとそういうレベルをもう超えていると思うのですね。そ

ういう話というのは、例えば最終処分場がない。そして、例えば市長も先般、魚沼コシが特Aになってインタビューも受けて、私も拝見しました。大変よかったというふうに思いました。ただ、これが万が一、避難計画はいいですよ。計画で逃げてこられて、何とかそこで除染ができたとしてもいいです。いいですけども、そうなったときというのは、もう特Aだろうが、この地域の生活だろうが、これまで我々が営々として築いてきた行政の医療や介護や福祉の問題、全てで吹き飛んでしまうという可能性もあるわけです。そういう中で、あくまでも国益云々ということだけでいいのか。市長としては、何といてもやはり市民の生命、財産、ここをきちんと守る立場からこの問題は考えていただかないといけないというふうに強く思うわけですが、これについてもちょっと答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

先ほど申し上げたとおりであります。一番の問題はそこなんですけれども、なかなかそう簡単にいかないですね。ちょっと答弁はなかなか私が今考えあぐねています。もし、答える時期が来たら答えたいと思います。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

わかりました。ただ、こういった問題も含めて考えるときに、絶対安全なんていう安全神話はもう崩れたわけですから、いざというときも含めてどうなのかというふうなことを考える。これは当然のことだと思ひまして、それで対応ができるのかどうか、このことはぜひまたお考えをお願いしたいというふうに思います。

次に今ほどの議論も含めて、小項目の3番に移りたいと思います。南魚沼市地域防災計画の原子力災害対策編、市は防災計画を定めているわけですが、この第2章第3節においても、市による防災計画の作成や防災訓練の実施とともに、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達を掲げています。このことは大変重要なことであると思ひていますが、県の広域避難計画の内容等について、今後、市民への説明や周知をどう行っていくのか、市の方針や計画について伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

ちょっと前後して申し上げますが、今、総務課のほうからちょっと私のほうに助言が入ったのですけれども、建物をつくる云々という話は全く聞いていないと言っているのです。それでは答えられませんので、やはりちょっと仮定の話には答えられないという答弁だったということでご理解いただきたいと思います。

ちょっと戻ります、済みません。計画の案とか、各マニュアルにつきましては、これは新潟県が作成したものでありまして、地域住民への説明や周知は、まずは県が主体となって行うべきと考えています。市単独で行うという考えはありませんので、よろしく申し上げます。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

先ほどの建物の件でございますけれども、まだ県からはそういった話は聞いていない。まあ、そうなんだと思います。まだ計画自体も恐らく県から正式に聞いていないのでありますから、その中の具体的な部分は聞いているわけではないので。ただ、さっき戻ってしまって申しわけありませんが、冬期間も含めてスクリーニング、除染をやるわけですから、雪野原のまままで建物をつくらずスクリーニング、除染ができるわけではないので、それはそういう計画であれば、当然将来的にはそういったことになるなんてことは、これは大前提、当たり前だと思うのですよね。そのことは今後、当然具体的になってくるだろうというふうに思っています。

それから、先ほどの説明の件ですけれども、基本的には県の計画は県でやる。これは一義的にはそういうことになるのでしょうけれども、住民が今、新聞にまで出て、八色の森公園だよということで、市民の皆様もみんなそれを見ているわけですよ。それで、市からも県からも全く説明も話もない。それは不安だけが募るわけですから、今、私が言ったようなことも皆さんそういうふう感じていらっしゃると思います。

この情報伝達、防災に関する情報伝達というのは、これは市の計画の中でもあるわけですので、今の動きも含めて南魚沼市がそういう計画の中に入って、そういう方向で動いているという部分があるわけですので。例えば県から話があった段階でその概要を説明するか、何かやはり市として、市の原子力災害対策編に書いてあるような行動、これは今からやはり考えておくべきだと思うのですね。ですから、そういう意味で方針や計画というふうにお聞きをしたわけですので、ぜひそこをご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 梅沢議員に申し上げますが、あくまでも県はまだきちんと市には来ていないという部分で、今仮定の話で質問なされているという部分になるので……（いえいえ、違いますよ、違います」と叫ぶ者あり）

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

仮定ではないです。先ほども日報、社説の報道であったように、机上訓練が終わった後、自治体と協議をして3月末には策定したいと。県はこう言っているわけですから、当然にそれは自治体に対して県から説明協議が来るわけです。

○議 長 まだ来ていないという……

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

来ていなくても、うちの原子力災害対策編で、情報伝達等を行っていくのだということであらうから、そうなったときどういう対応をとって計画するのか。まだ来ていないから、聞いてから議論するというのではないわけですから、それはやはり市としての方針というのを、これはちゃんと持っていく必要があるだろうということです。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

全部答えになるかわかりません。ただ、今、県から来ている文書を見ても、すぐにこの時

間で読めるぐらいの文書なんですね。新潟日報さんが社説ですか、書いたかもしれない。はっきり言ってまとまるわけがないですよ、3月末まで。今月ですよ、まとまりっこないですよ。断言できます。まとまるとしたら、我々が文句言います、絶対……（何事か言う者あり）そういうことを社説に書いてあるのが、すごく正しいかのように——それは梅沢議員はそれを情報に今しゃべっているわけですから当たり前なんですけれども、もしそうな——ならうはずがないというか、私はそう思いますけれども。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

私は結論がどうなるかということではなくて、市民への情報伝達。市民はそういう私と同じような情報を見て不安に思っているわけですから。文句を言うのはいいですし、まとまるわけがないという、今の市長の認識も別にいいのですけれども、そういった部分も含めて、市民にはやはり情報は、知らしむべからず、よらしむべし、ということではなくて、きちんとその都度都度の実態や情報、それは市民にきちんと知らせていく。これがやはり後々いろいろな問題になったりしないで一番市も信頼をされ、市民も安心をする、そういうことだと思うのですよ。

ですから、さっきから私が聞いているのは、そうでなくて、基づいた市の方針や計画がどうなのかということをお聞きしているので、新聞の記事が全部本当だとか、新聞の記事までできっこないとか、どう思っているかということではないのですよ。そこをお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

先ほど1回目のときの答弁で言ったとおり、これは県が主体となって行うべきと考えているというふうに言い切ってしまうと、そこで終わっていますが、当然、市のほうもまずはそれを聞かせてもらって、いろいろな形をもって市民のほうにそういうことを伝えていくと、これは当然だと思います。ただ、第一義的には県がやってもらう、これが当たり前だと思います。その次に我々がと、私は思っています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 新潟県原子力災害広域避難計画に対する評価と認識について伺う

恐らく県は、市に対する協議や説明はあると思うのですけれども、県が直接、地域住民や市民に市を乗り越えて説明なんてことはあまり考えられませんので、そういった部分では市民への対応ということになると、今後、市がやはり矢面に立たざるを得ないということになってくるのではないかと思います。

そういう意味では、市の防災計画に基づいて、市として今後それら市民への情報伝達も含めてどうやっていくのか、どう対応し、どう行動していくのか。この辺について計画の中では全く具体的な記述はないわけですから、そういった部分を今こういうふうに県も含めて動いているわけですので、その辺の対応を今からぜひ、大変な問題ですが着手をしていただき

たい。このことを強く申し上げて、大項目の3番のほうに移りたいというふうに思います。

3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

大項目の3番、働き方改革関連法の意義と今後の推進計画についてお伺いをします。2018年5月1日に衆議院で可決された働き方改革関連法が、この4月1日から順次施行されます。この働き方改革は、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現、公正な待遇の確保などを通じ、働く人の置かれた個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人、一人一人がより将来の展望を持てる労働環境の実現を目指しているわけですが、まず小項目の1点目、市長はこの働き方改革の意義と必要性について、どのような考え方をお持ちであるのかお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市長 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

それでは、梅沢議員の3つ目の大きい質問のところですが、意義と必要性についてであります。まず、この働き方改革の目的の1つ、これは働き過ぎを防ぎ、働く者の健康を守ることというのがあります。これまで見直されてこなかった労働基準法というのが改正され、メンタルの不調や過労死を防ごうという取り組みに、市長である私としても賛同しているところであります。

このほか、時間外勤務時間の上限が規制をされたということがあります。上限を規制したからといって、業務量が減るというわけではありません。業務量は変わらないまま働く時間を削減するという必要があるということになります。しかし、時間外勤務削減イコール働き方改革という錯覚には陥らないようにしたいと考えています。時間短縮の数値目標が終着点になってしまっただけでは、多分この改革の本質ではないと考えているからであります。

職員一人一人が業務に専念する一方、プライベートでは健康で生き生きと生活をする、これはうちの市役所に限ったことではありませんが、こういうことを目的にするべきであると考えています。そのためには、まず、業務の効率化と労働生産性を向上させることが重要だと考えているところであります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

はい、わかりました。今おっしゃったように、そういう意味では民間はもう既に4月1日からそういったことで実施になるということで取り組みは始まっているわけですが、公務については若干ちょっと適用の法律が違うといいますか、上限についても2月1日に人事院規則が改正をされましたが、2段階といいますか、災害等があればまた事後報告というような規制にもなっているわけです。

ただ、これも働き方改革関連法が順次4月から施行になると言っても、現場は法が施行になったから現場ががらりと変わるなんていうことはないわけでありまして、今現在、市長が言われたような内容、これらをどう実現をしていくか。これは現場実態も含めて、職場や仕事の意識の見直しも含めて、大変な部分になってこようかと思えます。

今ほどの認識については伺いましたので、小項目の2番のほうにちょっと移りたいと思います。県ではもう既に働き方改革関連法の施行を見据えて、昨年2月15日にプロジェクトチームを立ち上げて、もう既に庁内のアンケートの実施や係単位の議論による意見のボトムアップ、コンサルへのヒヤリングや専門家による検討等を行う中で、昨年9月に新潟県庁働き方改革行動計画を策定し、具体的な数値目標を設定しながら取り組みを進めています。

また、この内容については、昨年10月31日の人事担当課長会議においても、その計画の全文を既に市町村に示すとともに、当日の資料においてもこの計画以外に地方公務員の働き方改革の推進ということで、16ページにわたる資料で具体的な指導、提案を行ってきました。

さらに総務省からは、10月31日に地方公務員における長時間労働の是正について、また、11月12日には働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律について、12月21日には超過勤務命令の上限の設定等に係る条例参考例の送付について、それから1月15日には働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について、などのさまざまな文書を発出しているところです。

また、市庁舎をはじめとした自治体職場での働き方改革の推進は、民間事業者からも注目されているわけですが、今後の南魚沼市における働き方改革の推進の方針、それから実施計画、これらについてお伺いをしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

2つ目のご質問にお答えしたいと思います。働き方改革の推進方針としては、時間外勤務の削減などによるワークライフバランスの推進に、重点的にこれに取り組んでいきたいと考えています。時間外勤務が増加をすると、当たり前ですが健康面では体調を崩す恐れ、また、財政面では時間外勤務手当の支給の増加など、これは市役所にとっても大きなマイナス要素になります。時間外勤務を削減することで職員の健康が守られ、また、時間外勤務手当を削減できるということは大きなプラス要素となると思っております。

時間外勤務の削減に関する取り組みとして、職員の人員配置は部署ごとの時間外勤務時間の実績を考慮して、必要人員を決定しているという状況であります。研修などにより職員のスキルアップも図っているところです。これらを継続して取り組んでまいりたい。

先ほどお話がありましたが、2月1日には国家公務員も時間外勤務時間の上限が規制される人事院規則の改正が行われまして、当市でも同様の対応とする予定であります。仮に上限を超えるような時間外勤務となった場合には、所属内で業務量に応じた事務分担の再編等を行うよう調整していきたいと考えています。

実施計画などの策定につきましては、現在のところ予定しておりませんが、策定する場合は、厚労省働き方改革実現会議の実行計画や、昨年、新潟県が策定をした行動計画を参考に、概要版程度のものを検討したいというふうに考えているところであります。以上です。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

今ほどの答弁ですと、一番は勤務時間の超過勤務の削減だと。そして計画については、県や国の計画を参考に、つくるようであれば概要版程度をつくりたいと。大まかにはそういうご発言だったと思うのですけれども、ここで国も県も言っている働き方改革というのは、超勤時間を減らすとかという、そういう短絡的なことではないと思いますね。特に公務職場の場合はさまざまな事情もございますし、今いる優秀な職員がどういう働き方をするか。県や国も今の三本柱の1つが仕事のやりがい、達成感だと。これをやっぱり一番に言っているのですね。超勤があってもなくてもいいとは言いませんけれども、特に創造性のある公務職場、ここで本当に働き方改革、市役所の職員が充実感を持ってどうやって仕事ができるかというのは、これはやりがいであり達成感だと思うのです。

そこが今のお話ですと全く欠落をしていたようにお伺いしました。もちろん、効率的で質の高い働き方、それからワークライフバランスの実現も重要ですが、まずそういう部分の発想が基本的には必要だろうと思っています。

それから計画の部分ですが、国や県の計画を参考にしながら概要版程度ということをおっしゃいましたけれども、参考にさせていただくのは決して悪いことではないと思っています。ただ、国や県と自治体は違いますし、自治体の中でも南魚沼市とよそではいろいろな事情が違うわけです。それは職員数もそうだし、人口もそうだし、経済の状況もそうだし、みんな違うわけです。ですから、職場実態がまずどうなっているのか、このことの把握なしに計画ができるわけがないので、そこがなしに県や国の計画を参考に概要版をつくってみても、実行ある計画にはなかなか得ないわけです。ですから県も1年以上前からプロジェクトチームを立ち上げて、それぞれの職場でアンケートやボトムアップをやりながら計画をつくってきたわけです。

ですから、その発想がないと、全く机上の議論や絵に描いた餅になってしまうわけですから。昨年の10月に、もう県はそういったことで計画の全容やその間の取り組みも含めて市町村にはおろしてあるわけです。そういう意味では、職場の実態、今の南魚沼市の置かれている実態、これまでの議会の答弁の中でも市長は、もう既に人員の縮減については限界感があるというようなお話も何度か答弁されてきました。そういう状況も踏まえて、実態が例えば保育職場、病院職場、そして行政職場、さまざまな職場でどういう実態にあるのか。これを把握せずに計画の立案というのは、私は無理だと思うのですけれども、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市 長 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

わかりました。この件についてはちょっと……（「市長、これが基本的な部分ですから、担当課長」と叫ぶ者あり）私の発言をまず遮る必要はないでしょう。基本的な部分は言いますよ。ただ、わかりますよ。いろいろ話しています。私も言葉を抑えながらしゃべっているのですよ。市民の側とか民間の側から見たら、これまでの今の公務員の働きのさまざまなこと

については、羨望のまなざしまでであるのですよ。この実態がまずあった上で、それでも働き方改革とか、こういうふうにするわけですね。あまり言い過ぎないことが私にはいいと思っていますね。そちらも職員だったわけですね。私は民間から来ましたよ。その中の感覚として、それは実態に合わせてとか言いますが、じゃあ、国や県を超えてまで南魚沼市がどれほどのことをやらなければならないのですか……（何事か言う者あり）俺はそう思いますよ、本当に。そういうことも含めて、やはりやり過ぎると話がですね、何ていうんだらうな、私はちょっと違うものをすごく感じます。

働き方改革は大事です。そして、心を病まないように、生き生きと仕事をしてもらうという方向に間違いはありませんが、あまり過度にそここのところばかりやって、ではこの業務をどうするのですか。国や県を超えてまでやる、それを南魚沼の実態のきちんとした計画にしなければならない。そこをですね、まるで時間を割いてやっていて、市民の皆さん理解を……（何事か言う者あり）得るとは思いますかね……（何事か言う者あり）思いますよ。そういうことを私は感じるの、はい……（「ちょっと今の」と叫ぶ者あり）ちょっと違うんじゃないかなと思います。私はそういう答えであります。

あとちょっと担当のほうに答えさせます。いろいろ計画はしていると思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

議員がおっしゃった、時間外勤務の削減だけで方針の部分が欠落されているというご意見がありましたけれども、市長も前段のほうで申し上げましたとおり、時間外勤務削減イコール働き方改革という錯覚に陥らないようにというふうに答弁しておりますので、そこは気をつけたいと思っております。例えば数値目標を掲げて、そこが終着点になってしまっただけではないということも申し上げていきますので、そこはちょっと誤解のないようお願いしたいと思っております。

あと、この働き方改革は、働き方や、やりがいがないと改革にならないということでおっしゃいました。私もおっしゃるとおりだと思っておりますが、働き方改革がなければ、やりがいが見つからないような職員は、私は要らないと思っておりますし、この計画があるからやりがいを見つけるとか、そうではないのではないかなと思っております。そちらは、やりがいの面で、この改革の計画がなければやりがい生まれないというのは、これもちょっと言い過ぎかもしれませんが、そこはちょっと変かというふうに感じます。

あと、県や厚労省の計画を参考にするというふうに市長も述べましたけれども、それをそっくりペタンとコピーしてつくるということでは当然ありませんし、南魚沼市の実情に合わせた物言いは、もうつくるのであれば、していきたいというふうには考えます。

あと、議員のご発言の中に、絵に描いた餅にならないようにという提案がございましたけれども、私もそのとおりだと思っております。概要版程度というところを市長も申し上げましたが、絵に描いた餅にならないように、あまりプロジェクト等をつくったとしても、ボリュームのある計画をつくっても、今の現状では水曜日のノー残業デーもやっとな成果があらわ

れたぐらいの状況であれば、そんなにあつあつとした計画は必要ないのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議 長 お願い申し上げます。傍聴者の方は議場内での発言は厳に慎んでいただきたいと思ひます。

2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

市長、ちょっと私の質問とかみ合っていないとか、勘違いなさっているような気がするのですが、羨望の目でとかいろいろありましたが、私はさっきから超勤がどうのこうのということ、それ自体は否定しませんけれども、やりがい、達成感、それから効率的で質の高い仕事、そしてこれによって住民サービスが向上する。このことが働き方改革の目的なわけですから、先ほどから市長も課長も、超勤、超勤という話が出ていますが、それももちろん大事でしょうけれども、計画がないとやりがいがわからないような職員は、ということがございましたが、ただそれは、管理側としては、よりそういうふうに職員のやる気を引き出しながら、達成感を持たせながら、そして優秀な職員に育てていく。

先ほど某議員のほうから、パワハラ云々も例えて職員の質の向上というようなお話もございましたけれども、質の向上をしていくには、そういった仕事のやりがいや達成感、そういう部分に意識をした人事管理、それからそれを含めて将来的には効率的で質の高い仕事をすることによって、同じ体制で住民サービスを向上させると。これが今の働き方改革、これから人口減少時代にどんどん入っていくわけですから、そういう質の高いやはり労働が必要になっていくわけです。

ですから、そのこのところをしっかりと捉えてこの働き方改革を進めていく。これが今、国も非常に危機感を持って進めている内容になるわけですから、ちょっと今ほどの市長の答弁ですと、何か私の言っているのとちょっと論点がずれているような気がします、そういう意味できちんと実態を把握しながら進めていかないと、せっかくの働き方改革が生かされない。効率的な業務や住民サービスの向上につながっていかないのでは困るわけですから、そういう働き方改革の実現に向けて既にかなり着手をしなければ、もうこの4月1日から民間のほう動きだすわけですから、そういう意味できちんと計画も含めて方針を持っていただきたいという意味で発言をさせていただきました。これについてご意見があればちょっと伺いたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について伺う

ご説は十分承りました。そういう向きだと思います。ちょっと私も激したということですかね、そういうこともあって大変申しわけなかったですが、ただやはり一義は、先ほど議員が言われているとおり、市民のために働いているわけですから、そこをまずやりながら、その仕事が滞るほどの時間の割き方というの、今かなりきついですよ、担当課も。そういうことのバランスを保ちながら私はやっていく責務があると思ひますので、まずは

市民の皆さんのためですから、そこを忘れて自分たちの働き方の部分だけを議論してもなりませんし、そういう意識に立ってもらいたいという思いで、先ほどは申し上げました。よろしくをお願いします。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 「働き方改革関連法」の意義と今後の推進計画について何う

市長がおっしゃるとおりだと思います。先ほどから私もやりがいという話、それから達成感という話をさせていただきましたが、職員の皆さんが一番やりがいを感じて達成感を感じる。何かと言えば、市民の皆さんのためになったという実感です。やはり職員の皆さん、一生懸命それぞれ創意工夫をして毎日仕事をしているわけですから、その中で、「ああ俺の仕事は市民のためになった」と。「また一つ市民の皆さんの生活の向上に貢献ができた」。このことが一番達成感であり、やりがいになっている。

そしてそのことが、ひいては職場の規律や、みんなが同じ方向を向いてきちんと市長の方針のもとに仕事ができる、そういう職場が生まれるわけですので、この働き方改革はそういう意味では本当にそれを実現する、本当にいい機会なんです。この制度が変わったときに、本当に庁舎一丸となってそのほうに向けてリーダーシップをとっていただいて、計画を進めていただく。このことを強く申し上げて、質問を終わりたいと思います。終わります。

○議 長 以上で梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、あす3月6日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後3時50分〕